



外国にルーツがある人々
への支援活動応援助成

JFC の就労・生活・幸福度

調査報告

2024 年

特定非営利活動法人: JFC ネットワーク

JFC の就労・生活・幸福度

調査報告

2024 年

特定非営利活動法人: JFC ネットワーク

目次

はじめに～JFCネットワークの活動と本調査の背景となる問題意識	1
調査の目的と方法および限界について	3
対象者の概要について	5
来日の経緯	8
就労について	17
幸福度について	28
幸福度が高まる要因の分析	34
まとめと提言	37
付録	39
謝辞	54

はじめに～JFCネットワークの活動と本調査の背景となる問題意識

1980年代から日本へ働きに来るフィリピン人女性の増加に伴い、日本人男性との出会いが増え、両者の恋愛・結婚、そして両者間に生まれる子どもたち（JFC：Japanese-Filipino children）が増加した。幸せな家族を築いている日比家族も増えたが、中には日本人の父親に養育放棄されるなどのために、精神的・経済的に苦しい生活を余儀なくされている子どもたちも多い。こうした子どもたちとその母親の人権を守る活動をする目的で設立した市民団体が、JFCネットワークである。

主な活動として、1. 法的・行政手続き支援事業（弁護士と連携しての父親捜し、子どもの認知、養育費請求、国籍取得などを求める法的支援活動や、日本政府に対するロビー活動や裁判など）、2. 生活支援事業（裁判手続きに必要な書類の取り寄せが困難な生活困窮家庭に対して「JFCサポートファンド」の支給）、および3. 普及・啓発事業（スタディツアー開催、ニュースレター『マリガヤ』発行、日本政府に対するロビー活動）を行っている。

2009年1月に改正国籍法が施行され、両親が結婚をしていなくても、日本人の父親に認知をされた子どもたちは20歳になるまでに（現在は18歳）届出をすることにより日本国籍を取得できるようになった。それ以前は、両親が結婚していない場合、胎児認知をされなければ日本国籍の取得はできなかったため、この国籍法改正は国際婚外子の日本国籍取得の道を拓き、フィリピン在住のJFC母子にとって権利や機会の促進に繋がった。つまり、子どもが日本国籍を取得すれば、フィリピン人母も日本国籍の子の養育者として日本に定住し就労することが可能になったのである。その結果、この国籍法改正は、日本行きを目指すJFC母子の急増をもたらした。そして、こうした流れを受けて、JFC母子の来日を仲介する業者や団体が設立されていった。

「支援」や「慈善」をうたい、JFC母子の相談にのり、日本語指導、日本への渡航手続き、日本での就労斡旋なども行い、JFC母子を日本に送り込んでいる。しかし、こうした仲介業者の中には、渡航経費の金額、返済条件、仕事内容、労働条件などに関しての事前説明が不明瞭、契約書がない、あるいはあっても日本語のみで本人たちは理解していない、本人たちに契約書の写しを渡していない、あるいは渡していても実際の契約書の内容とはまったく違った仕事を強いられる、給料からの借金の天引き、「預かり証」を作成してパスポートを取り上げる、などの違法な行為を行う業者が存在している事例が報告されている。

JFC母子のような移住者はその移住過程ゆえに、一般の日本人に比べ構造的に不利な位置に置かれていることが多数ある。新型コロナの感染拡大の影響のため、海外からの渡航が厳しく制限されている中においても、JFC母子の来日は後を絶たなかった。新型コロナ感染拡大の影響でロックダウンが長引き、フィリピンの経済状況は悪化し、人々の生活が困窮化している中、日本国籍を取得したJFCとその母親たちは貧困からの脱出に望みをかけて、手続きが簡単で現地でリーチしやすい悪徳業者を通じて不当な契約を行い、次々と来日をしていた。

こうした状況の背景にある構造的な原因は、

- ① フィリピン国内の高い失業率のために、海外へ多くの移住労働者を送り出しているというフィリピンの国内の事情
- ② 日本国内の特定産業（建設業、介護職、農業など）では深刻な人手不足であるのに、日本の政策では、「一時的な労働力」としてしか開発途上国労働者を受け入れていないという問題
- ③ 悪徳な仲介団体の横行

にある。

①、②についてはすでに長年にわたって多くの研究や報道が指摘していることであるが、③についてはその実態把握がなかなか進んでいないのが現状である。JFCネットワークでも、2013-2014年に2013年度パルシステム東京市民活動助成を受けて9名のJFCと10名の母親を対象としたインタビュー調査を実施し、報告書『改正国籍法施行以後のジャパニーズ・フィリピン・チルドレンの来日と就労の課題』（協力：移住労働者と

連帯する全国ネットワーク女性プロジェクトおよび人身売買禁止ネットワーク) にまとめている。その調査では、日本での「興行」労働を経て帰国した後、フィリピンで貧困生活を送っていたフィリピン人の母親と J F C が、仲介業者による渡航費貸付・就労先斡旋を利用して来日し、介護施設、食品工場、フィリピンパブ等で働いていることが明らかになった。また、日本国籍取得費用や渡航費の貸付けの問題、来日後の J F C の教育の問題などについても明らかにすることができた。

しかしながら、上記調査より 10 年が経過、コロナ禍を経て日本での成人年齢が 18 歳に引き下げられるなどの状況の変化も生まれた。さらに、日本における労働力不足はさらに深刻化しており、「特定技能」の新設を含む入管法の改正など日本側の受け入れ体制の変化も見られている。

こうした中で、前回調査から 10 年を経た現在における、日本で就労する J F C の実態調査を行い、J F C がどういった方法で来日・就労しているのかの全体像を把握し、J F C への「搾取的な移住」根絶に向けての対策の構築につなげることを目的とし、「赤い羽根 ポスト・コロナ (新型コロナウイルス) 社会に向けた福祉活動応援キャンペーン・外国にルーツがある人々への支援活動応援助成」を受けて、「J F C の就労・生活・幸福度調査」を 2024 年 2 月～6 月に実施することとなった。

なお、当初は渡航の経緯や就労・生活の現状把握を第一の目的としていたが、J F C の日本国籍取得を支援している J F C ネットワークとしては、国籍取得が J F C の人生を豊かにし、幸せにすることを期待しているが、必ずしもそうではないケースを目の当たりにすることがあることから、「来日した J F C が幸福になるためには何が必要なのか」といった視点を加え、日本の制度の不備や J F C の価値観をさぐり、今後のよりよい政策提言につなげることとした。

1. 調査の目的と方法および限界について

1-1. 調査の目的

近年、日本国籍を取得した JFC (Japanese-Filipino Children)、または日本人の父親から認知をされた JFC のフィリピンから日本への移住者が増えている。JFC ネットワークは、JFC が幸福を実感できるより良い日本社会の実現に向けた各種施策の提言につなげられるよう、JFC の幸福への考え方や意識、就労環境、日常生活への満足感等を把握したいと考える。今回、JFC ネットワークは赤い羽根共同募金の「外国にルーツがある人々への支援活動応援助成」第4回助成を受け、プロジェクトチームを結成して、1. JFC が日本への移住の過程で不当な扱いを受けていないかのモニタリングと、2. 日本へ移住する JFC たちの日本での生活を幸福にするために必要なことを調べるための調査を行った。

1-2. 調査の手順と方法

本調査は、いずれもフィリピン語話者である 6 名の調査員が、フィリピン語を中心に必要に応じて英語と日本語も併用して面接調査（対面およびオンライン）を実施した。調査対象者は、JFC ネットワークおよび関係団体である RGS-COW が過去に扱ったケースのうち、現在（あるいはごく最近まで）日本で就労している JFC を抽出してリスト化した上で、事務局よりコンタクトを取り、インタビュー調査の可否および日程調整を行った。

統一した調査票（付録参照）を作成してインタビュー調査を実施したが、調査協力者（対象者）から第三者（雇用主・エージェント）に依頼書類・調査票がわたってしまうことによって JFC がリスクを被る可能性を考慮し、事前に調査票の送付は行わず、まずは調査の主旨のみを伝えてアポイントメントをとり、実際の調査開始前に、日本語・英語・フィリピン語での「調査同意書」を調査協力者とともに確認する、という手順を踏んだ。「調査同意書」では、調査協力者が回答を望まない質問に答えなくてもよいことや、自由意思により本調査への参加を同意すること、同意後の参加取り消しがいつでも可能であり、そのことによって調査協力者が不利益を被ることがないこと、収集したデータの取り扱いなどを説明し、口頭での補足説明を加えた上で、協力者から同意のサインを得た。

1 回のインタビューは、1 時間半～3 時間程度、場所は対面の場合は調査協力者のプライバシーが保てる場所であることを条件に、喫茶店やファミリーレストラン、場合によっては自宅などで行った。オンラインの場合は、協力者の就労時間にあわせて実施時間を調整した。なお、調査協力者全員には、謝礼として 3000 円のクオカードを渡した。

1-3. データの特徴とその限界

調査の実施期間は 2024 年 1 月末～7 月初旬で、結果として、84 件の JFC のデータを収集することができた。（詳細は、2. 対象者の概要を参照のこと）なお、一部来日時状況について、本人よりも母親のほうが詳しい状況を知っているケースなどについては、別途母親に対してもインタビューを実施し、JFC の回答を補足した。

すでに述べたように、今回の調査対象者は、JFC ネットワークが過去に支援をしてきたケースの中から、コンタクトが取れた JFC である。当初は 100 名へのインタビューを目指し、事務局で把握していた来日 JFC 総数 140 名のうち、未成年や大学生を対象から外した 125 名に連絡を試みた。その結果 106 名と連絡が取れ、インタビュー OK と一度は返事があったが、その後、「エージェントに確認してみる」と言われて連絡がとれなくなったり、インタビューそのものを断られたりしたケースもあり、結果として 84 名（当初予定数の 64.2%）が本調査の対象者となった。

調査対象となった 84 名は対面・オンラインを問わず、休日にインタビュー調査のための一定の時間を確保できる生活・労働条件にある人、また、自分自身の状況について調査員に対して開示してもかまわないと自己判断した人たちである。逆に、リストアップしたものの、コンタクトができなかったかインタビュー実施が叶わなかった JFC は 41 名いた。インタビューを拒否された理由などを考えると、今回インタビューが叶わなかった JFC の状況こそ、実態解明が必要であるとも言える。これらのことから、今回の調査対象者が、インタビ

ユー調査を受けられるような一定の物理的・精神的条件のもとにある J F Cであることを確認しておきたい。
このことが、本調査のデータの特性であると同時に限界であることを、あらかじめ記しておく。
そのうえで、あらためて今回の調査に協力してくれた J F Cのみなさんに、心から感謝したい。

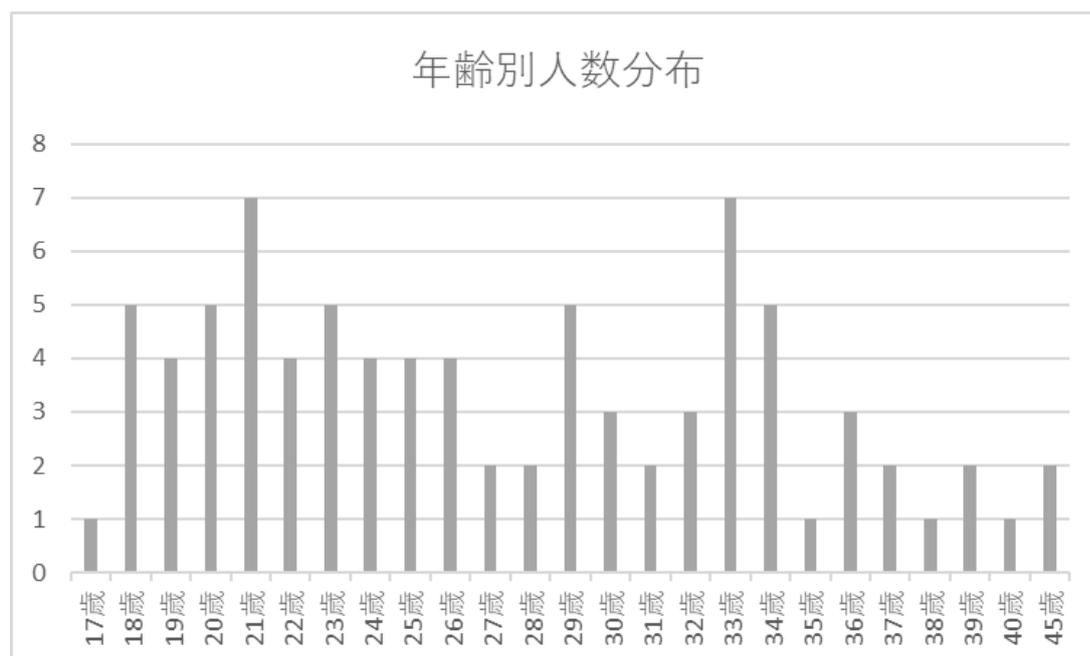
2. 対象者の概要について

本調査の対象者 84 名の基本的属性は以下のとおりである。

1-1. 年齢と性別

最年長 45 歳（1978 年生まれ）、最年少は 17 歳（2006 年生まれ）である。10 代（17～19 歳）が 10 名、20 代 42 名、30 代 29 名、40 代が 3 名となっており、20 代・30 代が約 88% を占めている。10 代が 12% いることも重要だろう。最多は 21 歳（2002 年生まれ）と 33 歳（1991 年生まれ）であり、生年で見ると、1995 年～2004 年までの間に生まれた人たちが最も多い。これは、フィリピンからの「興行」の在留資格での来日が増え JFC 問題が顕在化し、JFC ネットワーク/マリガヤハウスや RGS-COW への支援を求めた時期と重なっている。

なお、性別は女性 32 名、男性 56 名と今回の対象者は男性が女性の数を上回っていた。



1-2. フィリピンでの出身地

対象者のフィリピンの出身地は多い順に、ダバオ市（22）、ケソン市を除いたマニラ首都圏（9）、ケソン市（8）、ブラカン州（6）、ダバオ・デル・スール州（4）バタンガス州（3）、レイテ州（3）ジェネラル・サントス市（3）、パンパンガ州（2）タグム市（2）、となっている。ダバオ市出身者が最多であることには、JFC ネットワークの提携団体である RGS-COW がダバオ市にあること、またダバオはフィリピンにおける日系人の最大拠点であることとも関連していると考えられる。マリガヤハウスがケソン市にあることから、ケソン市を中心としたマニラ首都圏とダバオ市およびその近郊出身者に今回のケースが分布していると考えられる。

1-3. 国籍と在留資格

84 名のうち、「日本とフィリピンの二重国籍」と答えた人が 49 名（58.3%）、「フィリピン国籍」と回答した人は 24 名（28.6%）、「日本」と答えた人が 11 名（13.1%）であった。この回答に従えば、対象者の 71.4% が「日本国籍保持者」であることがわかる。フィリピン国籍者の在留資格は、2 名の「永住者」を除いて全員が「日本人の配偶者等」である。

1-4. JFCネットワークからの支援

JFCネットワークから支援を受けた経験のある人のうち、を受けた具体的な支援の内容は、「認知および国籍取得（未成年の時に認知を受けたケース）」が48人、「認知（すでに成人していた時に認知を受けたケース）」が18人で、そのほかは「国籍喪失」のケースが7人であった。

1-5. 父親から認知された年齢

出生時から日本国籍を持っていた4名を除くと、現在日本国籍（フィリピンとの二重国籍を含む）を持っている対象者が日本人の父親から認知を受けた年齢は19歳が15名と最多、次いで17歳（10）、18歳（8）、16歳および20歳（それぞれ7）であった。

1-6. 学歴

対象者の学歴は、「大学卒業」が22名（26.1%）で最多、続いて「大学中退」16名（19%）、「高校中退」が15名（17.9%）、「高校卒業」が13名（15.5%）、「専門卒業」5名、「中学校卒業」が5名、「専門中退」2名、「小学校卒業」が2名、「その他（フィリピンで高校在学中、大学2年在学中、大学院修士修了がそれぞれ1名）」だった。中退を含むと対象者の45.2%が大学教育を受けており、84.2%が高校以上の学歴を持っていることがわかる。なお、中退者の中退理由は「来日」が21名と最多で、次いで「経済的な理由」（14）であった。大学教育経験者の専攻分野は「工学系」（7）、「教育学」（6）、「コンピューター工学」（3）、「会計学」（4）、「経営学」（4）、「看護・介護」（3）、「観光学」（3）などであった。

1-7. 日本での居住地

調査時点（2024年2月～6月）での対象者の日本での居住地は、都道府県別で多い順から、静岡（19）、神奈川（13）、東京（12）、埼玉（9）、熊本（6）、大阪（4）、栃木（3）、岐阜（3）、愛知（4）、千葉（2）となっている。静岡および神奈川・東京を中心として東海地方および関東に居住している人が多いことは、在日フィリピン人全体の傾向とも一部重なっており、JFCを取り巻くネットワークとも関連していると考えられる。なお、3名は調査の時点でフィリピン在住であった。居住者が最多の19名である静岡県在住者は、3名の出身地不明者を除いて全員が、ダバオ市およびその近郊、そしてジェネラル・サントス市とミンダナオ島南部出身であったことから、ダバオー静岡の間に強いネットワークがあることがわかる。

1-8. 現在の世帯構成および住居について

84名のうち、45%にあたる38名が単身で暮らしている。「配偶者と2人」および「配偶者と子どもたちと同居」であるケースは19件、「フィリピン人の母親と2人で同居（ひとり親家庭）」は8件であった。そのほか、親族やきょうだい、パートナーと同居している場合もある。また、「ひとり親」家庭であっても、他のJFC母子と同じアパートの部屋をシェアしているケースがあった。

住居は圧倒的に「賃貸」（57）であり、「会社支給」（12）、「シェアハウス」（6）、のほかに「持ち家」と答えた人が3名いた。なお、賃貸の場合の1か月の家賃は、2万円代から7万円が中心で、最低が2万円（シェアハウス）、最高が15万円（ただし、この回答者の月収は50万円）だった。

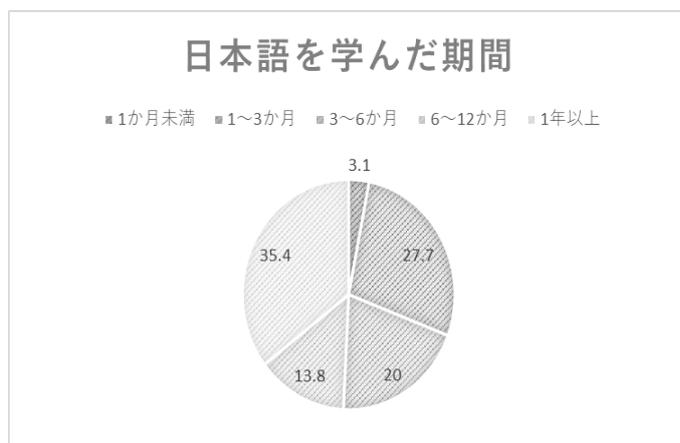
1-9. 日本語学習経験と日本語のレベルについて

本調査では、本人の主観的判断で、「日本語のレベル」について質問をした。その結果、42.9%（36人）が「日常会話程度」、39.3%（33人）が「ビギナー」と回答した。「ビジネス会話」レベルだと回答したのは6人だった。「JLPT（日本語能力試験）」合格者は13名で、その内訳はN3が7名、N4が3名、N1、N2、N5がそれぞれ1名ずつだった。

「日本語を学んだ経験」は81%（67名）が持っており、そのうち66.2%はフィリピンで、残りは日本で日本語を学んだとのことだった。学習方法は、フォーマルなものでは、「フィリピンの日本語学校」（6）、「日本の日本語学校や教室」（6）、「役所・地域の日本語教室」（6）、「フィリピンの日系の学校（大学、高校）」（4）、「日本の職場でのレッスン」（4）などが挙げられたが、アプリやYoutube、日本語テキストを使った独学、エージェントによるレッスン、マリガヤハウスの日本語レッスンなどインフォーマルな学習方法

が半数を占めていた。中には、「日本の夜間中学」、「JICE」、「上智大の講座」などで日本語を学んだ経験のある人もいた。

日本語の学習期間は、以下のグラフのとおり、1年以上が 35.4%と最も多いが、逆に「1～3か月」と最も短い期間が 27.7%と、2番目に多くなっている。



なお、回答者のうち 16 名は「日本語を学んだことがない」と回答していて、その理由は「時間がない」(10)、「どこで学べばいいかわからない」(4)といったほか、「お金がない」、「来日後、すぐに仕事をさせられて学ぶ機会がなかった」などが挙げられた。

考察

「1. 調査の概要と目的」で述べたように、本調査対象者はすべて直接・間接に JFC ネットワーク、マリガヤハウス、RGS-COW および Batis から支援を受けたことがある JFC に限定されている。しかしながら、年齢分布においても最多が 2002 年生まれと 1991 年生まれで 1995 年～2004 年までの間の約 10 年間に生まれた人たちが多くことから、かれらは「興行」の在留資格によるフィリピン女性の来日が全盛期であった頃に生を受けた若者たちであることは確実である。また、17～19 歳も 10 名いて、いずれも現在就労していることにも注目する必要があるだろう。

対象者の最多がダバオ市およびその周辺出身であることは RGS-COW がダバオ市にあることに加えて、ダバオがフィリピンにおける日系人の最大拠点であることから、日本での就労に関する情報ネットワークおよび民間企業や仲介者となるような個人が集中していることが想像される。実際、ダバオおよびその周辺出身者のほとんどが（途中他県を経由しても）調査時点で静岡県内に集中していること、また「3. 来日の経緯」で詳細に明らかにされているように、多くが知人（JFC 母子を含む）のネットワークを通じて日本国内での移動（やエージェントからの逃亡）を行っていることから、JFC たちの来日および日本国内で移動と就労が、出身地を起点とするネットワークに支えられていることがわかる。

71%が日本国籍保持者であり、またフィリピン国籍者も「日本人の配偶者等」を持っていることから、かれらの日本での法的地位は安定していることがわかる。居住条件においても 45%が単身で生活しているが、日本での家族形成（配偶者と子ども）をすでに行っている者もいることもわかった。

また、45.2%が大学教育を受けていて、84.2%が高校以上の教育歴を持っていることから、相対的に対象者の学歴は低くはないと考えられるが、そのことと日本語のレベルは必ずしも関連しておらず、JLPT 合格者も 13 名にとどまっていたほか、自己評価としての日本語レベルも「日常会話」と「ビギナー」が大半であり、その点において職場でかれらが、法的な身分は安定しているものの、日本語能力においては移住（外国人）労働者とあまりかわらない状況に置かれている可能性が高いことが推測される。

3. 来日の経緯

本章では、JFCたちの来日過程に焦点を当てる。具体的には、(1) 来日時期・到着地、(2) エージェントの利用、(3) 来日の動機、(4) 来日費用、(5) 保証人についての回答を考察した。

(1) は調査協力者の来日時期の傾向、来日時に到着した空港・港についての質問であり、多くの調査協力者が来日した時期や到着した場所の傾向について確認した。

(2) は、来日のために利用したエージェントに関する質問であり、エージェントの利用の有無、エージェントの名称、所在地、エージェントを知った経緯について確認した。

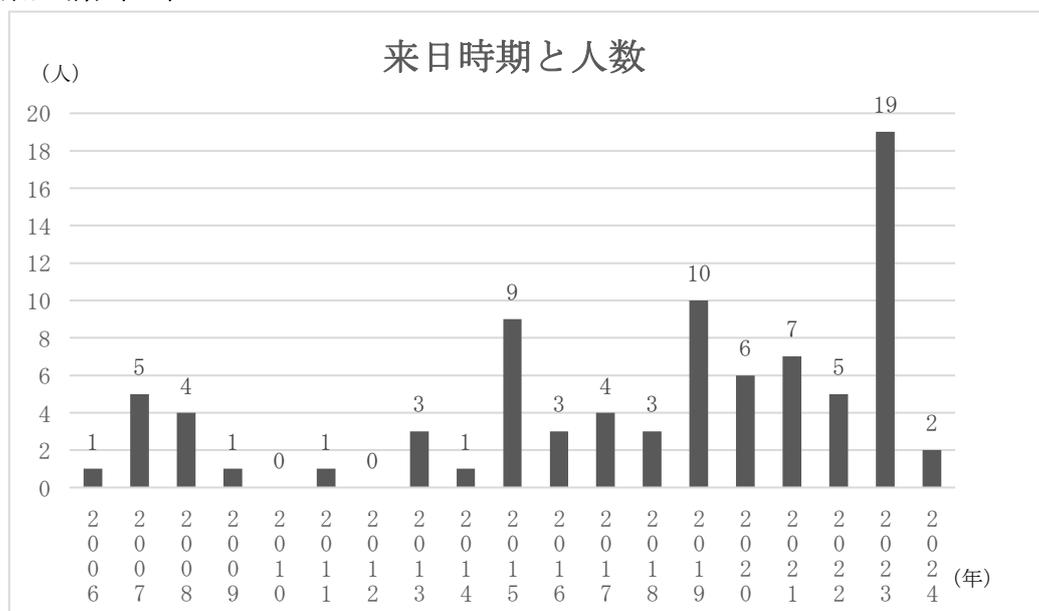
(3) 調査協力者が来日した理由に関する質問であり、来日動機の傾向について確認した。

(4) は、来日に必要となった費用についての質問である。具体的には、来日費用をだれが負担したのか、自己負担の場合にはどのように費用を準備したのか、会社・エージェントによる負担の場合にはその返済方法、返済総額、返済先、および実際の返済期間について確認した。

(5) は、借金完済前に帰国や逃亡した場合、借金を肩代わりする保証人を立てたかを確認した。

3-1. 来日時期・場所について

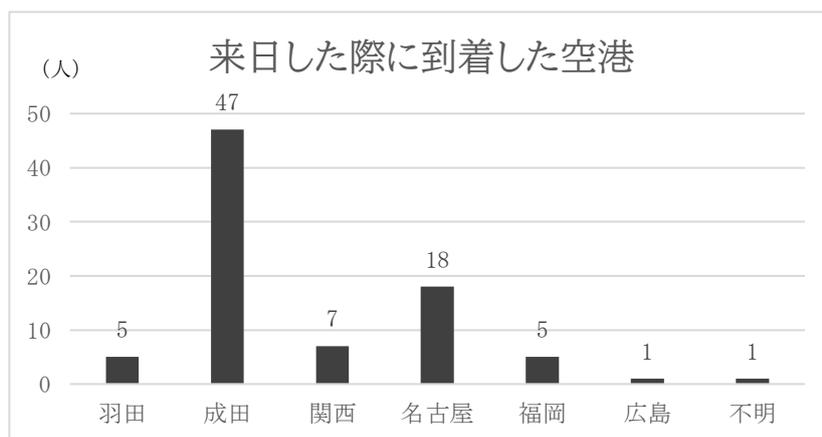
(1) 来日時期 (N=84)



本調査協力者の来日時期について、2023年の来日者数が19名と最多を占めている。2023年の来日者の特徴としては、若年層が多く(10代(18・19歳)6名、20代7名、30代5名、40代1名)、半数がフィリピン・日本双方の国籍を取得し(フィリピン国籍7名、日比国籍10名、日本国籍1名)、エージェントを利用して来日している(11名)。

この年での来日が集中した背景として、国籍や在留資格などの来日できる条件は整っていたものの、2020年以降のコロナ禍によってフィリピンに留まらざるを得なかったJFCたちが、日本への渡航が緩和されたこの時期に集中して来日したことが推測できる。

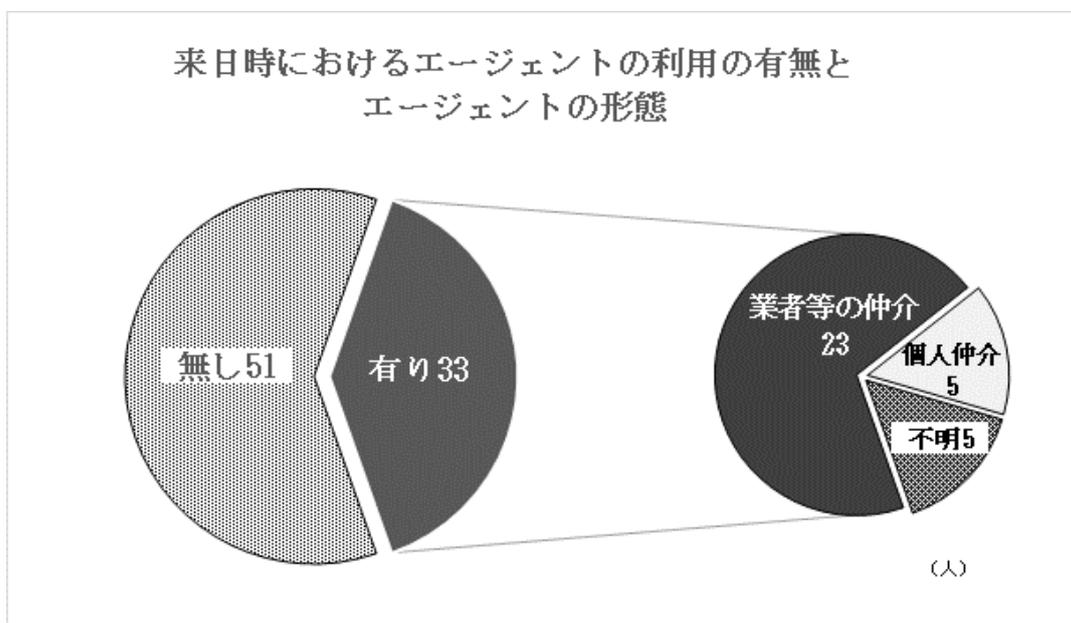
(2) 来日時に到着した空港・港 (N=84)



調査協力者の61%が東京方面（成田国際空港47名・羽田空港5名）から来日し、次いで名古屋方面（中部国際空港18名）が多い。二方面に集中する理由としてハブ空港の存在だけでなく、エージェントの利用の有無も関わっていたことも考えられる。エージェントを利用して来日した調査協力者のうち、成田空港に到着した者は19名、中部国際空港に到着した者は8名であった（他、関西国際空港2名、広島空港1名）。

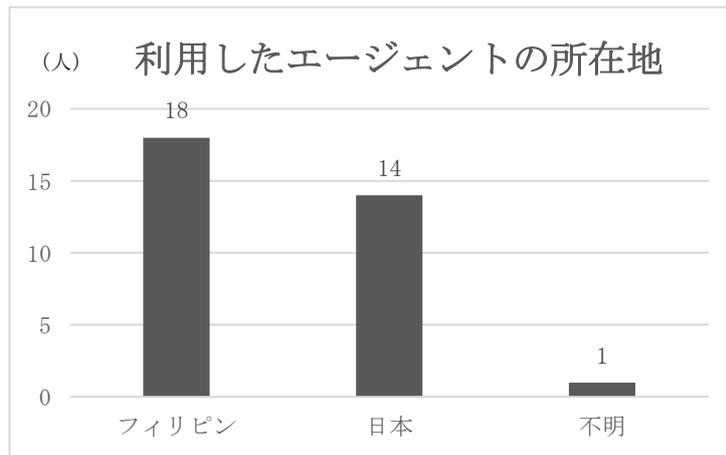
3-2. エージェント

(1) エージェントの利用の有無とエージェントの形態



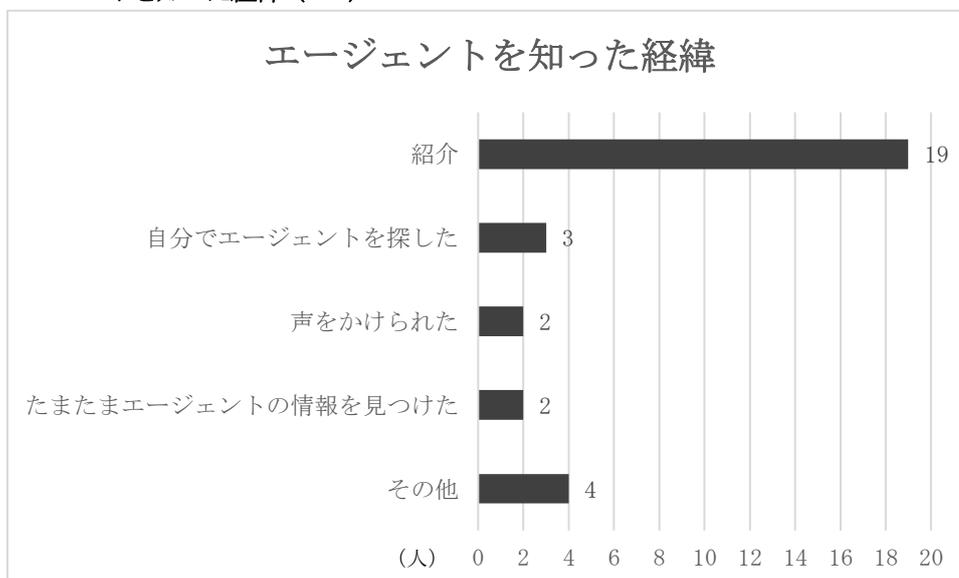
調査協力者の60%（51名）が来日の際にエージェントを利用せず来日している。エージェントを利用したと回答した33名のうち、23名は仲介業を営む組織（民間企業・日本語学校・NPO法人）を利用し、5名は個人の仲介によって来日していることがわかった。

(2) エージェントの所在地 (n=33)



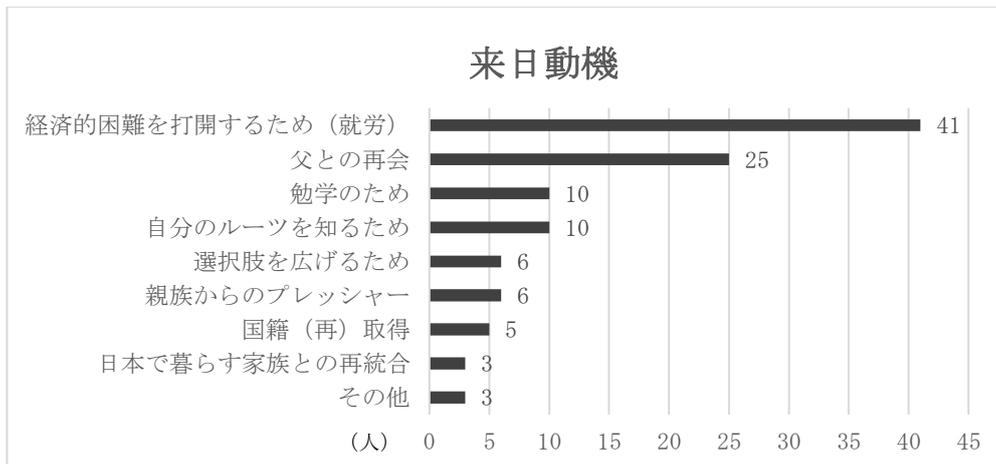
エージェント利用者のうち、日本のエージェントを利用した者は14名、フィリピンのエージェントを利用した者は18名であった。日本のエージェントについては、名古屋、広島、神奈川を主な拠点に、セブやマニラ、ダバオなどフィリピンにもオフィスを持つところが複数あった。フィリピンのエージェントについては、マニラやダバオに拠点を置く者が多いことがわかった（マニラ10件、ダバオ5件、セブ3件、リサール州カインタ1件）。

(3) エージェントを知った経緯 (n=31)



エージェントを利用した31名のうち19名は紹介を通じてエージェントにたどり着いていた。紹介者として母親の知り合いや親戚、友人、支援を受けているNGOで出会ったクライアントなどが挙げられている。自分でエージェントを探したと回答した者は3名、広告やFacebookで情報を見つけたと回答した者は2名、声をかけられた者は2名であった。「その他」と回答した4名のうち3名は母親がエージェントを探したと答えている。

3-3. 来日の動機 (N=84、複数回答を含む)

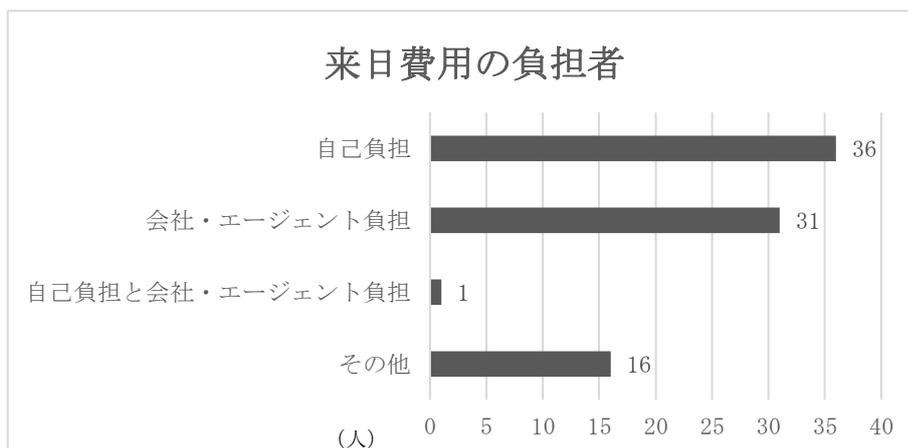


調査協力者が挙げた最も多い来日理由として日本での就労を挙げ、多くの者がフィリピンで経済的困難を打開するため、家族を支えるために来日を決断している (41 名)。次に、日本人の父親に会うため (15 名)、自分のルーツである日本の生活や文化を体験するため (10 名)、勉学のため (10 名) が比較的多い来日動機であった。一方で、親族からのプレッシャーのため仕方なく来日した者も一定数いた (6 名)。

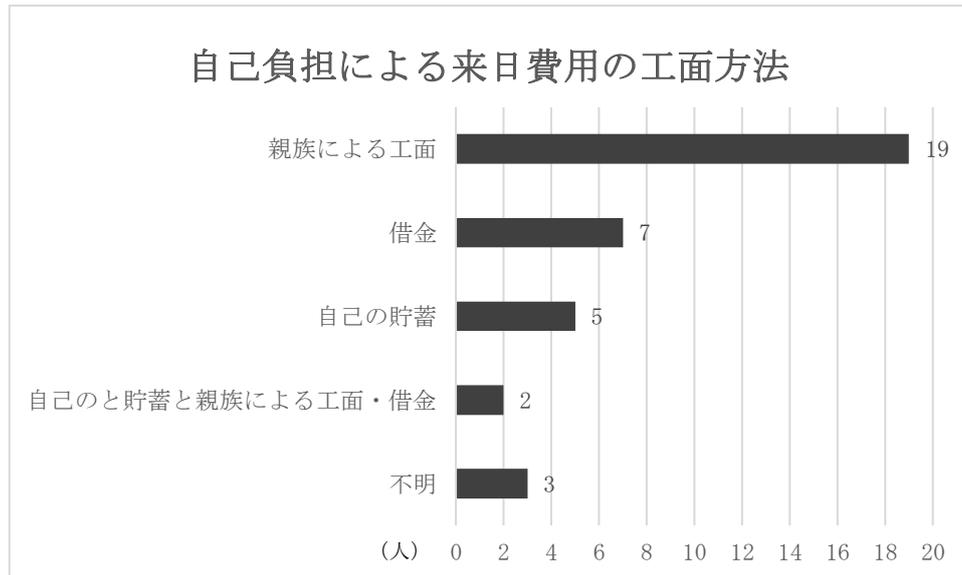
3-4. 来日のための費用

(1) 費用の負担者 (N=84)

来日するための費用をだれが負担したのかについて、調査協力者 84 名のうち 36 名は自己負担であり、31 名は会社・エージェントによる負担であった。「その他」と回答した者も、日本に暮らす友人や叔母などの知り合い・親戚から借金したり (5 名)、母・父をはじめとした親族などに費用を工面してもらっていて (11 名)、自分の周辺で費用を工面したという意味では、52 名が「自己負担」で来日したと捉えることもできる。



(2) 自己負担：来日費用の工面方法 (n=36)



来日費用を自己負担したと回答した 36 名のうち、その工面方法について親族による工面が 19 名、借金が 7 名、自己の貯蓄が 5 名、自己の貯蓄と親族による一部工面・借金が 2 名であった。

親族による工面に関しては母親が最も多く (10 名)、他に日本で暮らす親族 (兄、叔父・叔母) や父親が費用の支援をしている。父親による工面の中には、父親からの仕送りや解決金を来日費用に充てているという回答もあった。

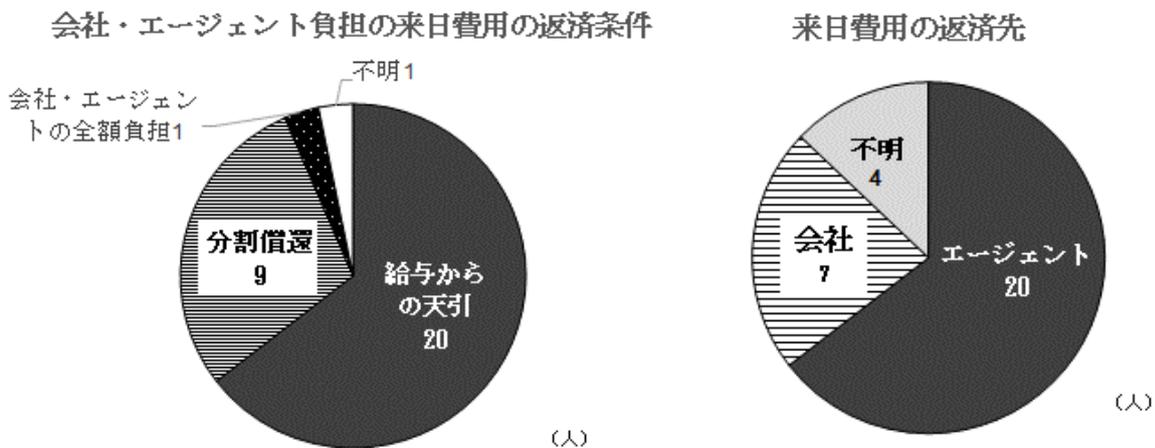
借金による工面については、親族 (3 名)、友人 (2 名)、親の知人 (2 名) から来日費用を借りていた。自己の貯蓄で来日費用を工面した 5 名は、海外就労を含めたこれまでの就労で得た収入の貯蓄を費用に充てていた。

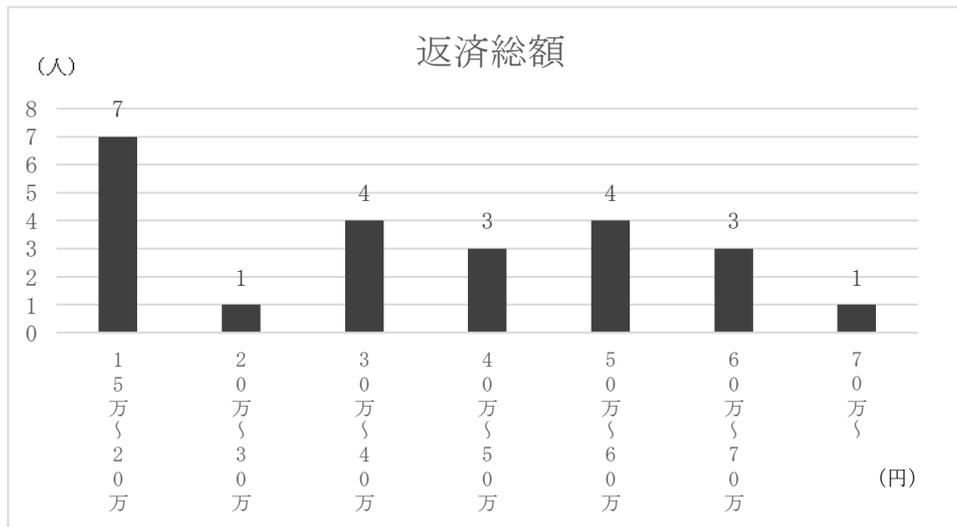
(3) 会社・エージェント負担：貸付金の返済

① 貸付金の返済義務の有無と返済方法 (n=31)

会社・エージェントが来日費用を負担したと回答した 31 名のうち、会社・エージェント側が全額負担 (返済不要) であった 1 名を除いて、ほぼ全員に貸付金として返済義務が課されていた。返済方法について 20 名は給与から天引きされ、9 名は分割償還であり、返済先は 20 名がエージェント、7 名が就労先の会社であった。

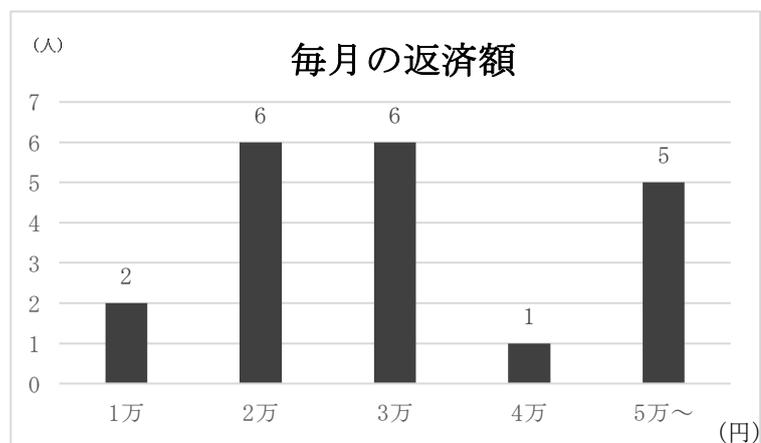
②返済総額 (n=23)





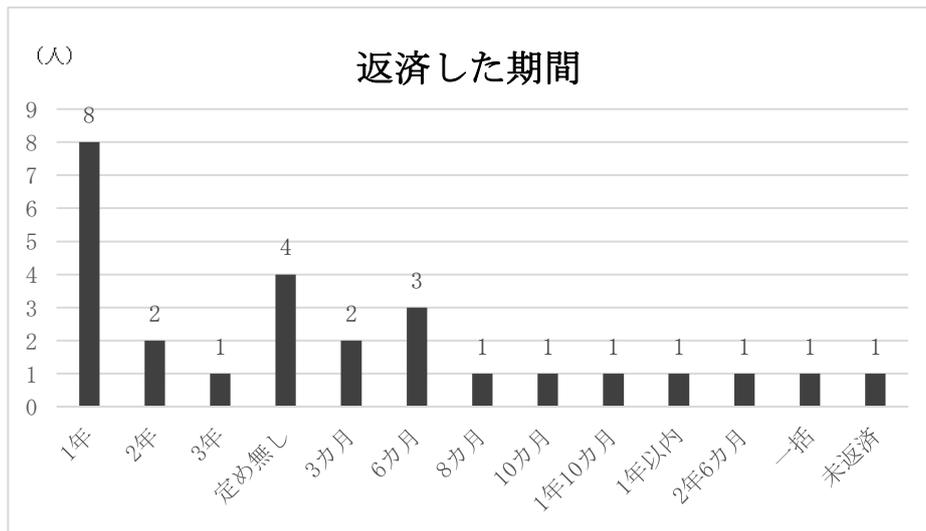
会社・エージェントに来日費用を貸し付けてもらった調査協力者 23 名の返済総額は、最低 15 万円から最高 180 万円と幅広い。最も多い返済総額は 15 万円から 20 万円であり、平均返済総額は約 42 万円である。

③毎月の返済額 (n=22)



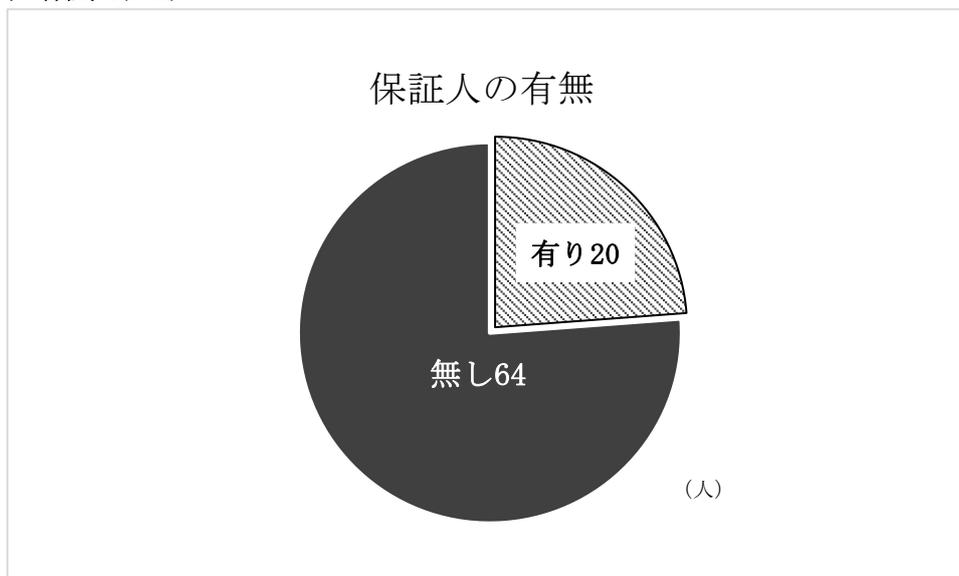
会社・エージェントに来日費用を負担してもらった調査協力者 22 人の毎月の返済額について、毎月 2 万、3 万円を返済している者が 12 名と最多であったが、5 万円以上を返済している者も少なくないことがわかる。

④貸付金の返済期間 (n=27)



当初、貸付の条件として会社・エージェントが返済期間を設けていると想定していたが、調査によって、会社・エージェントから貸付金の返済期間が明確かつ厳格に指定されていない場合も多いことが明らかになった。調査協力者が実際に支払った期間は1年間で最も多く（8名）、一括で返済した者や最長3年間返済した者、また未返済の者もいた（各1名）

3-5. 来日時の保証人 (N=84)



調査協力者が借金の返済途中で逃亡や帰国となった場合、その借金を肩代わりする保証人を立てたかについて、76%（64名）の調査協力者が保証人を立てていない。保証人を立てた調査協力者は、日本に住む親族や親族と婚姻関係にある日本人を保証人としていた。

保証人を立てなかった調査協力者の中には、「借金を返済せずに逃亡したら、母親を拘束する」、借金の残額を一括返済したうえで契約途中で退職を申し出たところ「入管に報告する。ブラックリストにのる」と脅されたり、昼間は介護職で二年間、夜はお店（スナック）で働くという条件を課されるなど、不安全かつ就労の選択肢がない状況に陥りやすいことを示唆している。

考察

本章では、回答者であるJFCの来日過程について、来日時期・場所、エージェントの利用、来日理由、来日費用の工面、保証人の有無について焦点を当てた。

〈来日時期・来日の到着地〉

調査協力者の22%が2023年に来日しており、この時期の来日者の特徴として、10・20代の若年層であり、日本とフィリピン双方の国籍を取得し、エージェントを利用して来日している。2023年に来日者が集中した背景として、来日の条件・準備は整っていたもののコロナ禍によって来日を果たせなかったJFCたちが、渡航緩和を契機に一気に来日したことが推察できる。

また、対象者の61%が東京方面から来日しており、エージェントの利用やエージェントの拠点が来日時の到着地に何らかの影響を与えていると考える。

〈エージェント〉

調査協力者の60%はエージェントを利用せずに来日し、エージェントを利用した調査協力者の約70%は仲介業を営む民間企業や日本語学校、NPO法人などの組織を利用し、利用者の15%は個人のエージェントを利用していた。

調査協力者が利用したエージェントは日本かフィリピンに主な拠点をもち、日本のエージェントに関してはセブやマニラ、ダバオなどにオフィスを持つところもあった。利用者の61%は紹介を通じてエージェントを見つけている。具体的には、母親の知り合いや親戚、友人、NGOで出会ったクライアントなどの紹介であり、また母親自身が探したという回答も複数あった。JFCの来日には母親のネットワークが調査協力者たちの渡航を後押ししている様子が垣間見ることができる。

〈来日の動機〉

調査協力者が最も多く挙げていた来日理由として日本での就労があり、フィリピンでの経済的困難から逃れるため、フィリピンにいる家族を支えるために決断している。日本人の父親との再会は来日理由として比較的多いが、調査協力者の多くが20代・30代であり、日本国籍を取得している者も少なくないことから、父子関係の再構築などを求める「日本人の子ども」としての側面よりも、フィリピンにいる家族を養う責務を負った「大黒柱」としての側面が強いことが考えられる。

〈来日のための費用〉

調査協力者の61%は自己負担、36%は会社・エージェントに負担してもらい来日していた。

自己負担については、貯蓄で賄っている場合もあるが、母親や日本に暮らす親族からの支援や借金で費用を準備した者が圧倒的に多い。前述の来日動機に経済的事情が最も多かったことから、調査協力者自身の蓄えの中で渡航費用を工面することは容易ではなく、親族・知人などのネットワークをいかに駆使できるかが鍵となる。同時に、調査協力者にとって「来日する」ことが個人の選択・問題にとどまらず、調査協力者たちは借金の返済を含めた経済的な「成果」を周囲の人々からより期待されるのではないかと推察できる。

他方、会社・エージェントが来日費用を貸付金として負担する場合もあり、返済先はエージェントが6割を占めることから、エージェントが負担している場合が多いことがわかる。

返済総額は最低15万円から最高180万円と幅広いが、最も多い返済総額は15～20万であり、会社・エージェントに負担してもらった調査協力者の半数以上が給与天引きで返済している。多くが月2～3万円を返済しているが、返済期間は厳密に指定されていない場合が少なくなく、対象者が実際支払った期間は1年間で最多であった。

本調査からは、「月〇円を〇年で返済しなければならない」といったような会社・エージェントからの明確な条件が調査協力者に課された状況は見られなかった。自由記述からは、親族・知人からの借金とは異なり、会社・エージェントからの貸付（借金）によって調査協力者たちの「自由度」「柔軟性」がある程度制限されていた様子がうかがえる。例えば、借金を返済するまでは職場を変えない・フィリピンに帰国しないという対象者の行動がそれを物語る。

加えて、利用したエージェントが個人であり、会社・エージェントに来日費用を負担してもらっている場合、調査協力者の選択の余地なく就労させられ、給与の未払いをはじめとした搾取に陥った事例が少数ではあるが見受けられた。

〈保証人〉

調査協力者が来日のために背負った借金に関して、調査協力者の76%は保証人を立てることなく来日している。保証人がいない調査協力者の中には、借金完済前に逃亡したら母親を拘束するなど脅迫され、日本での就労に関して調査協力者自身が選択する余地がないといった、不安全かつ搾取的な来日環境に陥ってしまう傾向が見られる。

【ケース1：個人仲介を通じて10代で来日したHさん】

現在20歳のHさん(男性)は、ダバオ出身で16歳の時に日本国籍を取得。17歳になる直前の2021年5月に来日した。フィリピンでは、10年生(高校1年相当)だったが、来日することになったため、学校は途中で辞めざるを得なかった。しかし、「日本で勉強したい」と思っていたHさんは、当初はエージェントを通して渡航準備をしておき、航空券が取れるまでの間にオンラインで日本語のレッスンを受けていたところ、そこでパンデミックが起こった。そうこうしている間に、「日本にすぐ行けるよ。日本では、働きながら勉強できる。お母さんも、あとから一緒に日本に行けるよ」と、日本人と結婚したフィリピン人(仲介者)に声をかけられたという。当時のHさんは、よいオファーだと考え、それまでのエージェントではなく、その人物を頼ることにした。まずはダバオからマニラに移動し来日を待ったが、当初1泊と言われていたところ、1週間も環境の悪い場所で待たされた。そこでHさんは、元のエージェントに戻る、という話をその人物にしたところ、すぐに日本行きが実現することになったという。そして、Hさんは、同年代(16歳~18歳)の3名のJFCと一緒に同じ飛行機で来日した。

こうして来日したHさんは、ダバオで言われていたこととはまるで違う状況に置かれることになる。まず、埼玉県内に連れていかれ、知らない人のところに泊まらされ、「1日5000円払え」と言われた。その後、仲介者が経営するパブ、仲介者の都内の自宅、と移動させられた。「日本で学べる」という約束だったにも関わらず、日本に来てからは、「フィリピンでハイスクールに行っていたからダメ」などと言われ、さらに金銭を要求された。その後も、正確な場所はわからないが、電車で1時間ほどかかるいろいろな場所(倉庫、工場のラインで、6~7か月間ほど働かされた。日払いで6400円の給料だったという。そこから、自分たちで交通費と食費を支出した。その後、もう一人のJFCと一緒に、千葉県内の弁当工場で働かされた。そこには、ブラジル人やタイ人も働いていたという。3か月ほどそこで働いた後、母親の友人(同じくJFCの母親でもある)の助けを得て、Hさんともう1人のJFCは仲介者の元から逃げ、静岡県に移った。

その後、Hさんの母親は2022年7月に来日し、現在はHさんと同居している。派遣労働者として製造業で働くHさんは、現在の収入(月額28万円)には満足しているものの仕事自体は「疲れる」とのこと。

なお、後日Hさんが自動車免許を取った際に、前出の仲介者からHさんと仲間のJFC2人に対して捜索願が出されていたことがわかったという。その後、その仲介者とは連絡をとっていないという。

【ケース2：個人仲介で来日し、搾取的移住労働を経験したYさん】

2004年生まれで、調査時点では19歳、滞在歴約1年のYさんは、2023年5月にまず短期滞在ビザで来日した。日本人男性(仲介者)にダバオで声をかけられ、母親からも強く日本行きを勧められ、その男性の仲介で来日した。Yさんの母親は、「日本で働いたくせに貧しい」などと親類から言われていたという。静岡県にある仲介者の兄弟の家に1か月滞在することになったYさんは、そこで介護・医療の日本語を強制的に勉強させられた。

仲介者の兄弟がいつもYさんを見張っているような環境だったという。そして、この滞在中に、Yさんは静岡県内のある病院の面接を受けさせられた。たくさんの日本人の大人に囲まれた面接で、Yさんは泣いてしまったという。その後、一度フィリピンに戻ったYさんは、2023年9月に今度は「日本人の配偶者等」の在留資格で再来日。前回面接を受けた病院で、休みもなく給料もないままに働かされた。「練習だから」と言われて給料は支払われず、一緒に働いていた日本人も、Yさんが無給なことを知っていたという。そこでは、同じ病院で働く3人のフィリピン人と同居していたが、そこでの人間関係もうまくいかず、ようやく母親に実情を知らせ、仲介者の元から「逃げたい」と告げたYさんに対しては仲介者男性のほうを信頼していた母親は、最初は反対していたという。しかし、Yさんはすでに5年以上日本で暮らしていた知り合いのJFCの助けによって仲介者の下から逃げるのができた。渡航費用として仲介者には43万円ほど借金があったが、母親の友人からお金を借りて返済したという。現在Yさんがフィリピンに送金しているのはその借金を返すためである。2024年4月末まではバイクの部品工場で働いているが、そこで派遣労働者としての契約が終わり次の仕事と住まいを探している状況にあった。

4. 就労について

この章では、(1)現在の就業状況、(2)来日および雇用契約、(3)雇用形態および雇用条件、(4)日本での転職、(5)将来のキャリアに関する質問への回答を分析し、JFCの日本での就業実態について考察する。

(1)は、現在の就業状況に関する質問である。収入源の数、複数の仕事をしている理由、また収入源ごとの収入額について扱う。

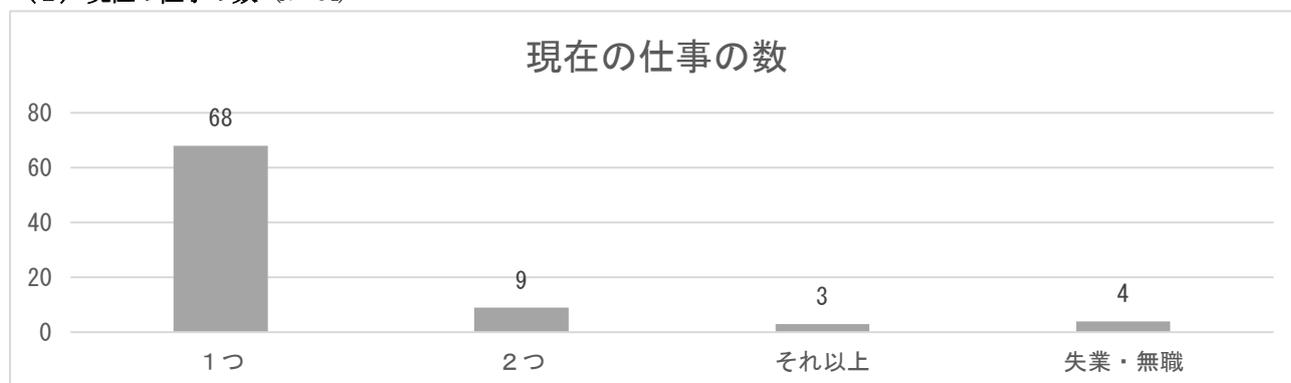
次の(2)は、契約についての質問である。最初の質問で来日するにあたり仲介者(エージェント、ブローカーなど)や日本の企業と契約を結んだかを確認した。続いて日本での雇用契約について、仕事を始める前に契約内容を書面で見せてもらえたか、書類は翻訳されていたかを確認した。また、事前に契約内容を知らされていなかったJFCには、来日するにあたって不安ではなかったかを聞いた。

そして(3)では、JFCの雇用形態と雇用条件について扱っている。現在の雇用形態、雇用期間、産業分類、現在の給与額、社会保険の加入状況を質問した。また、仲介者や企業が来日に関わっている場合、就業開始後の雇用条件が渡航前に知らされていた内容と同じだったかをJFCに確認した。

続く(4)では、日本での転職経験と転職する方法について確認した。最後の(5)は、将来のキャリアに関するものである。JFCがどのようなキャリアを目標としていて、日本で実現することが可能かどうか、難しいと考える場合には何が阻害要因となっているのかを確認した。

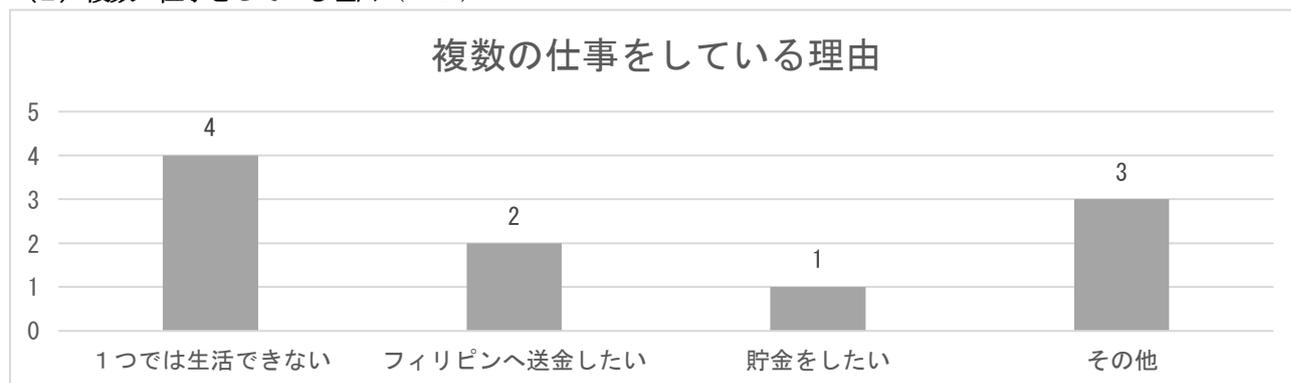
4-1. 現在の就業状況

(1) 現在の仕事の数 (N=84)



調査に参加したJFCのうち、4名が失業または無職であった。残りの80名は少なくとも1つ以上の仕事をしていた。80名のうち、ほとんどのJFCは一つの仕事に就いており(68名、85%)、副業をしているJFCは12名(15%)のみだった。

(2) 複数の仕事をしている理由 (n=10)



副業をしているJFCが複数の仕事をしている理由は、「仕事が1つでは生活できない」が4名と最も多く、

「フィリピンへ送金するため」と「その他」で「収入を増やしたいから」とそれぞれ2名が回答した。「貯金をしたいから」と回答したのは1名だった。また、「その他」の理由には「売り物のフィリピン料理やデザートを作ることが妻と一緒に過ごす時間となっているから」という回答があり、副業を単に収入を増やすだけでなくパートナーとの時間を確保するための手段としているJFCもいた。

(3) 「貯金をしたいから」と回答した場合の理由 (n=1)

前の質問で「貯金をしたいから」と回答したJFCは、「休暇でフィリピンに帰国したいから」と理由を答えた。

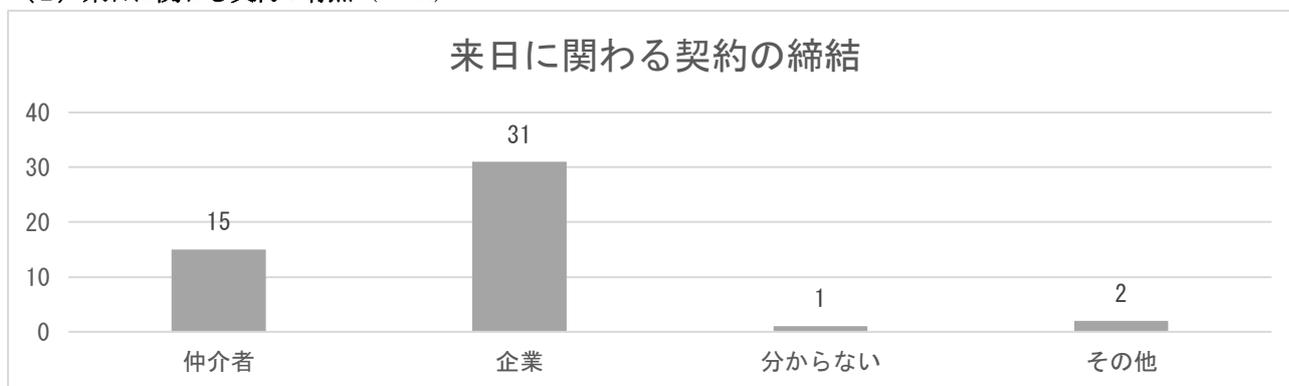
(4) それぞれの仕事の収入 (n=68)

	最低	中央	最高	回答数
本業	107,195円	240,000円	833,333円	58
副業1	27,000円	80,000円	100,000円	8
副業2	10,000円	(なし)	50,000円	2

この質問では、本業と副業でそれぞれ毎月あたりいくら収入を得ているかを確認した。本業の収入額を回答したJFCは59名で、最も金額が低かったのは107,195円で、最高額は833,333円だった。副業の収入額で最も低かったのは27,000円で、100,000円が最高だった。また、2名のJFCがそれぞれ10,000円と50,000円を2つ目の副業で稼いでいた。

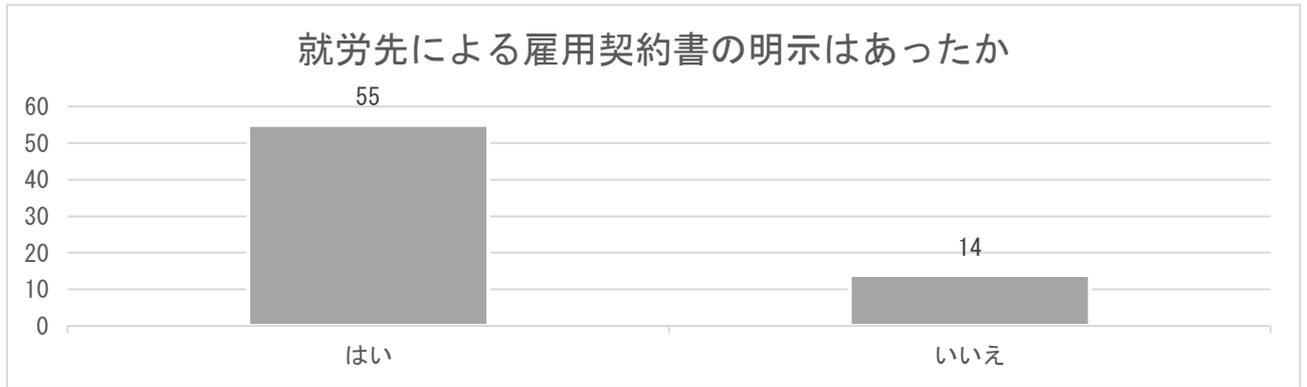
4-2. 来日および雇用契約

(1) 来日に関わる契約の有無 (N=84)



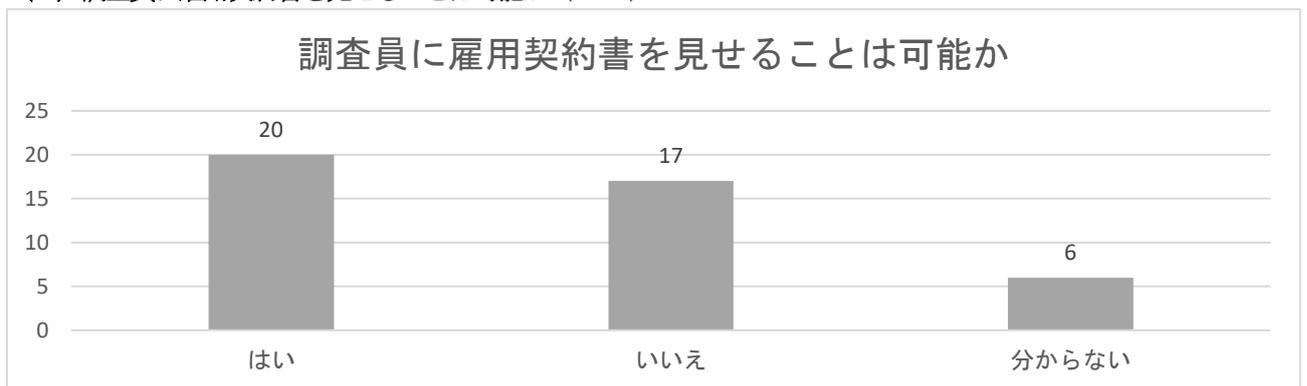
この質問では、日本へ渡航するにあたりJFCが仲介者（エージェント、ブローカーなど）や就職先の企業と来日に関する契約を結んだかどうかを確認した。調査協力者84名のうち、46名のJFCが来日するために仲介者や企業と何らかの契約を結んだと回答した。JFCと来日に関する契約を結んだ企業は派遣会社である傾向が確認された。また、派遣会社が仲介者と何らかの提携関係にあることも示唆された。

(2) 就労開始前の就労先による雇用契約書の明示 (N=84)



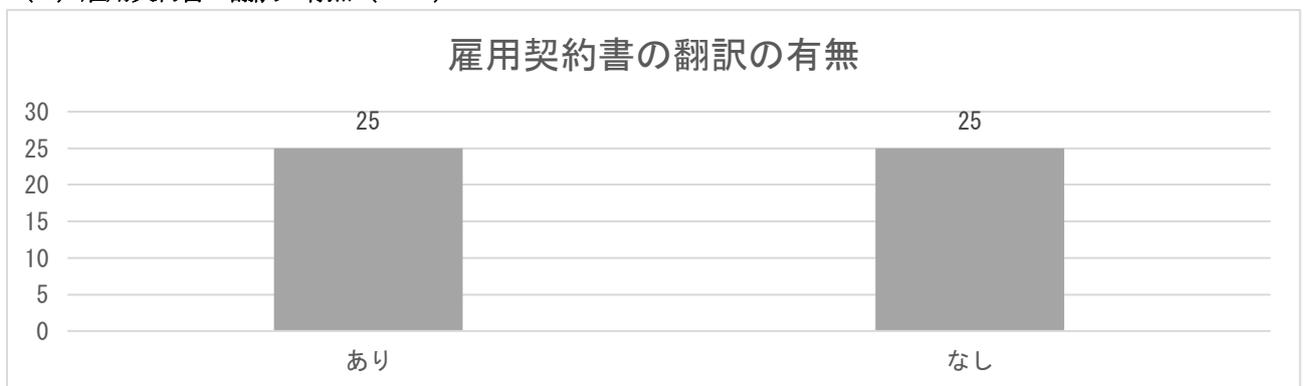
日本では法律により労働者と雇用契約を締結する際、労働条件を明示することが雇用主に義務付けられている。この質問では、JFCが雇用契約を締結する際に雇用主から労働条件などを明示した雇用契約書を見せられたかを確認した。84名のJFCのうち、該当しないケースを除くと55名が雇用先から雇用契約書を見せられたと回答した。一方、14名は雇用契約書を見せられなかった。

(3) 調査員に雇用契約書を見せることは可能か (n=43)



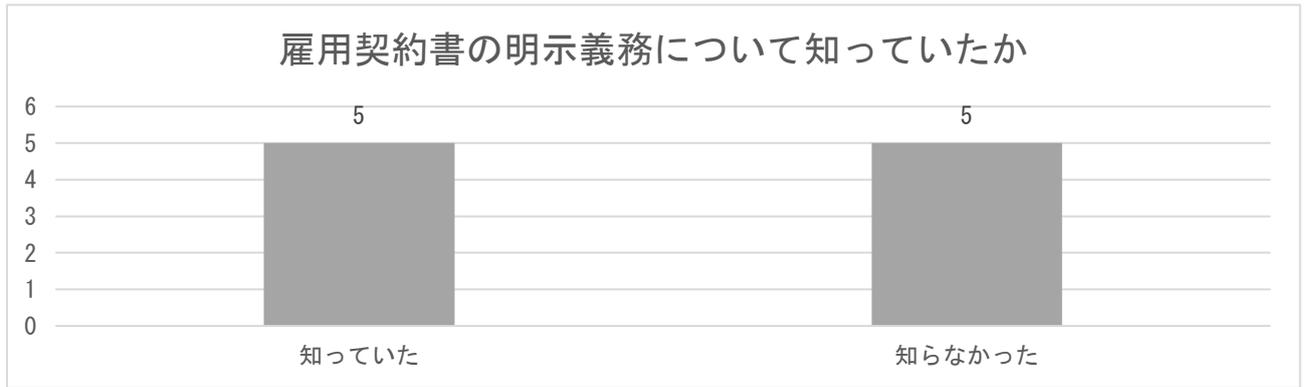
前の質問で雇用契約書を見せてもらえたと回答したJFCのうち、調査員にも雇用契約書を見せることが可能かと聞いたところ20名が「見せてもよい」と回答した。一方で、17名が「見せられない」、6名が「見せていいかわからない」と回答した。

(4) 雇用契約書の翻訳の有無 (n=50)



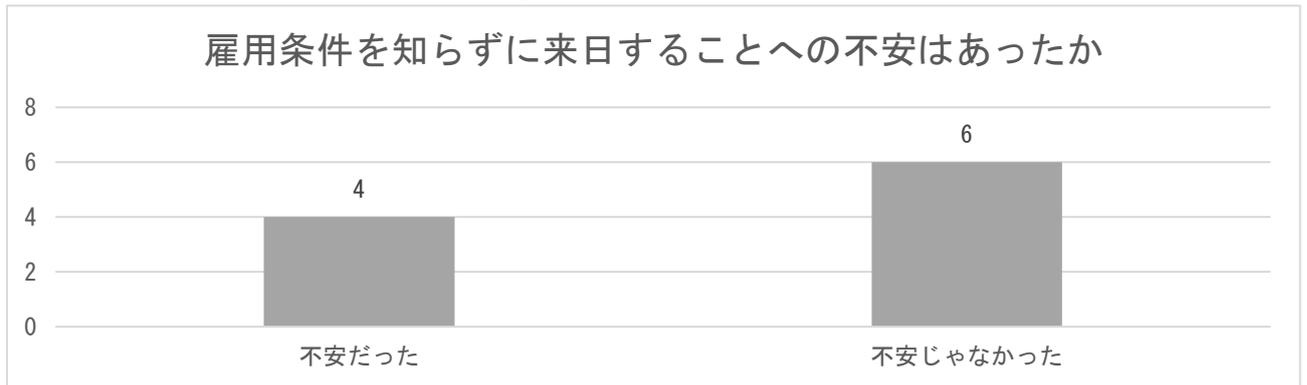
前項に続き、雇用契約書が翻訳されていたかを確認したところ、「フィリピン語や英語に翻訳されていた(あり)」と「日本語のみだった(なし)」の割合が半分に分かれた。

(5) 就労開始前の雇用契約書の明示義務を知っていたか (n=10)



この質問では、雇用主に雇用契約書を見せてもらえなかったと回答したJFCを対象に「雇用契約書は見せてもらえるものだと知っていたか」を確認した。回答した10名のJFCの半分が「知らなかった」と回答した。

(6) 雇用条件を知らずに来日することへの不安 (n=10)



前項に続き雇用主に雇用契約書を見せてもらえなかったJFCに対して、「雇用条件を知らずに来日することへの不安の有無」を質問したところ、4名が「不安だった」と回答した一方で、6名が「不安じゃなかった」と答えた。

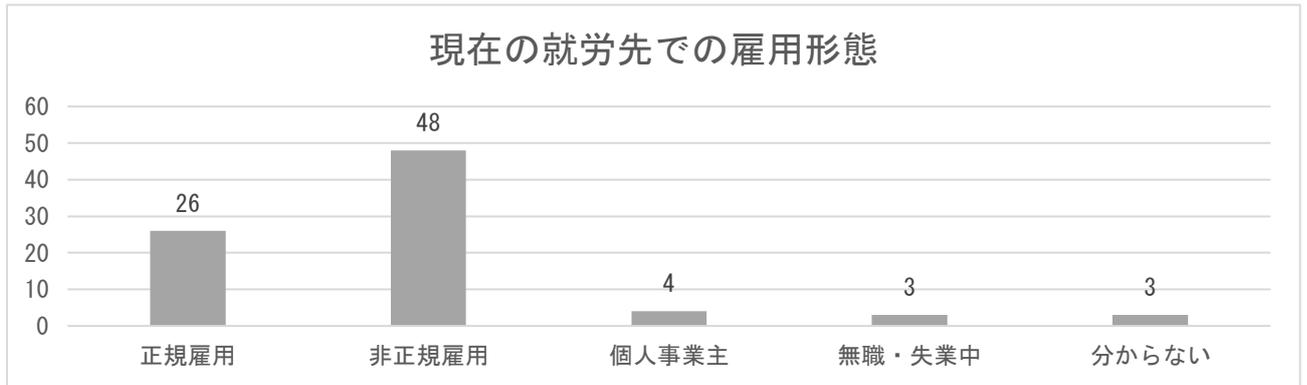
(7) 「不安だった/ではなかった」理由

「見せてもらえると聞かされていたが、来日するまでに見せてもらえなかった」、「雇用条件を聞いたかったが、帰国させられるのではないか、ビザを手配してもらえなくなるのでは、と自分が不利になることを考えて聞けなかった」と不安だった理由を話すJFCがいた。

一方、不安ではなかった理由として、「エージェントが事前にオリエンテーションを実施してくれた」や「知人や親戚が紹介または雇用してくれたから」、「日本に帰れるという思いでいっぱいだった」という回答があった。

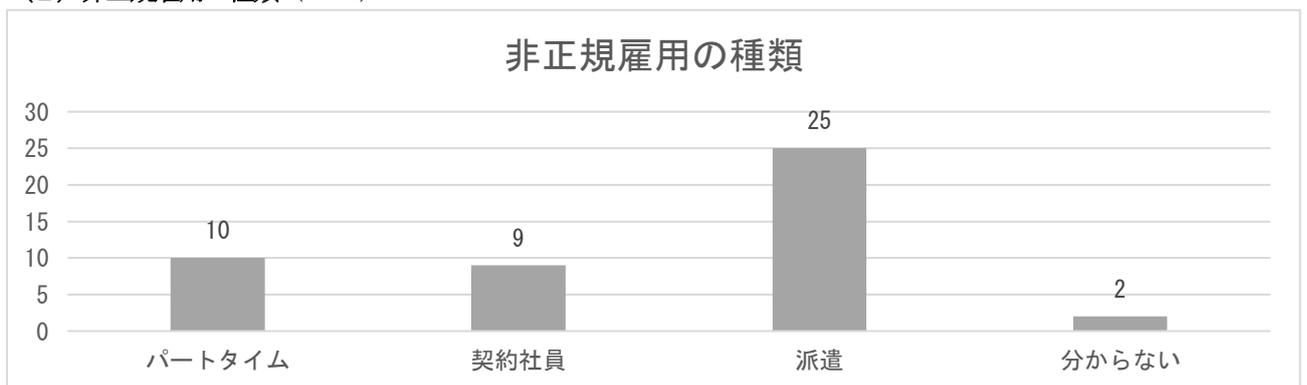
4-3. 雇用形態および雇用条件

(1) 現在の就労先での雇用形態 (n=84)



調査に協力した 84 名の J F C のうち、非正規雇用が 48 名 (57%) と最も多く、正規雇用は 26 名 (30%) だった。個人事業主が 4 名 (4%) いた。

(2) 非正規雇用の種類 (n=46)



非正規雇用のうち、派遣社員が 25 名と最も多く、パートタイムが 10 名、契約社員が 9 名だった。また、自身がどのように雇用されているか「分からない」と回答した J F C が 2 名いた。

(3) 雇用期間について (n=42)



非正規雇用の J F C のうち、「雇用期間が決まっている」と答えたのは 32 名で、7 名が「雇用期間が決まっていない」、3 名が「分からない」と答えた。

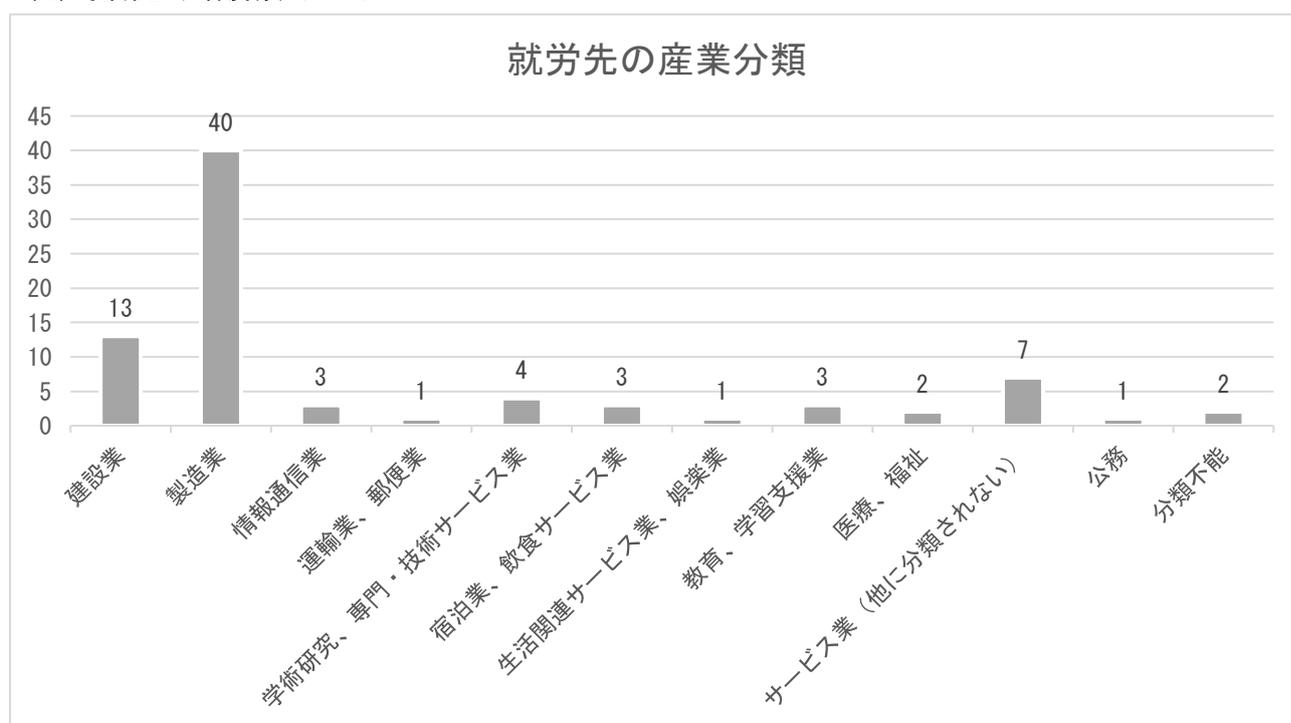
表 4-1 雇用期間および人数の内訳

A	1 年以上	2 名
B	1 年	8 名
C	6 か月以上 1 年未満	2 名
D	1 か月以上 6 か月未満	17 名
E	1 か月	5 名

F	分からない	1名
---	-------	----

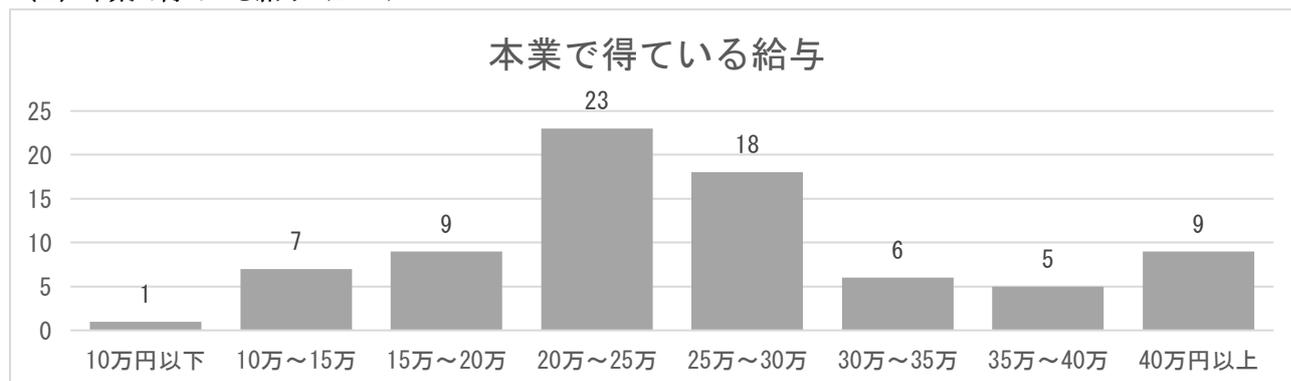
なお、32名の雇用期間について確認したところ、カテゴリDの「1か月以上6か月未満」が17名と最多だった。カテゴリDの雇用期間ごとの内訳は、「2か月」が7名、「3か月」が9名、「3～6か月」が1名だった。なお期間には、契約終了だけでなく「3か月ごとに更新」といった契約更新も含めた。また、「雇用期間が決まっていることは知っているが、実際の期間は分からない」という回答もあった。

(4) 就労先の産業分類 (n=80)



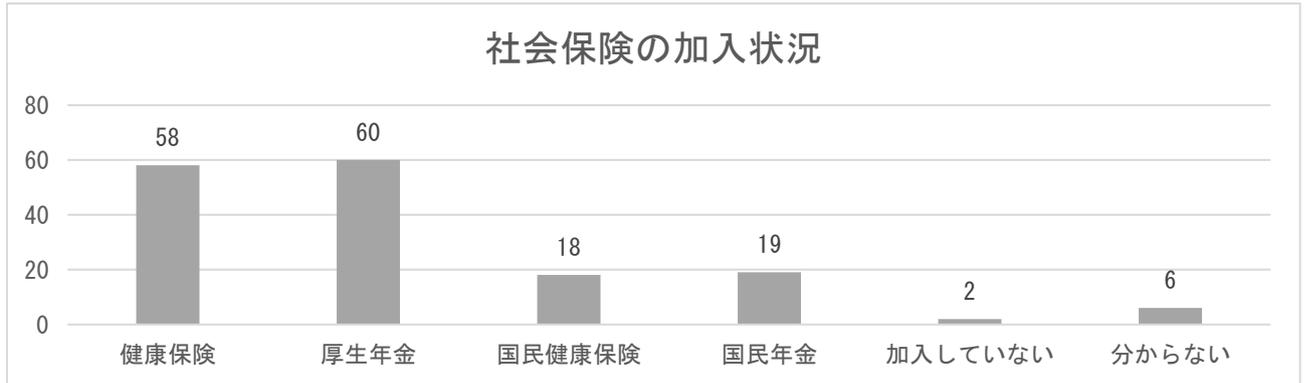
本業の産業分類を確認したところ、JFCの就労先で最も多かったのは製造業（40名）で、次に多かった建設業（13名）との差が非常に大きい。また、サービス業でひとつにまとめると15名となり、建設業よりも従事している人数が多い。

(5) 本業で得ている給与 (n=78)



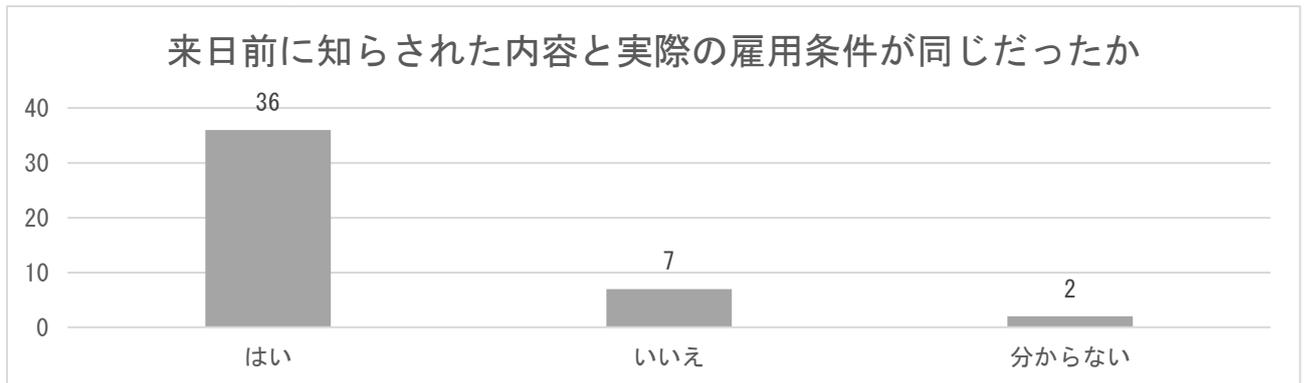
現在の本業で得ている給与額を確認したところ、80,000円が最も低く、500,000円が最も高かった。

(6) 社会保険の加入状況 (N=84)



社会保険の加入状況について自身が当てはまると思うものを確認したところ、「健康保険」と「厚生年金」と回答した数が「国民健康保険」と「国民年金」と比べて多かった。しかし、「分からない」が6名いたり、「健康保険、国民健康保険、厚生年金」と保険と年金を重複したりするケースもあった。

(7) 来日する前に説明を受けた雇用条件と実際の雇用条件の内容 (n=45)



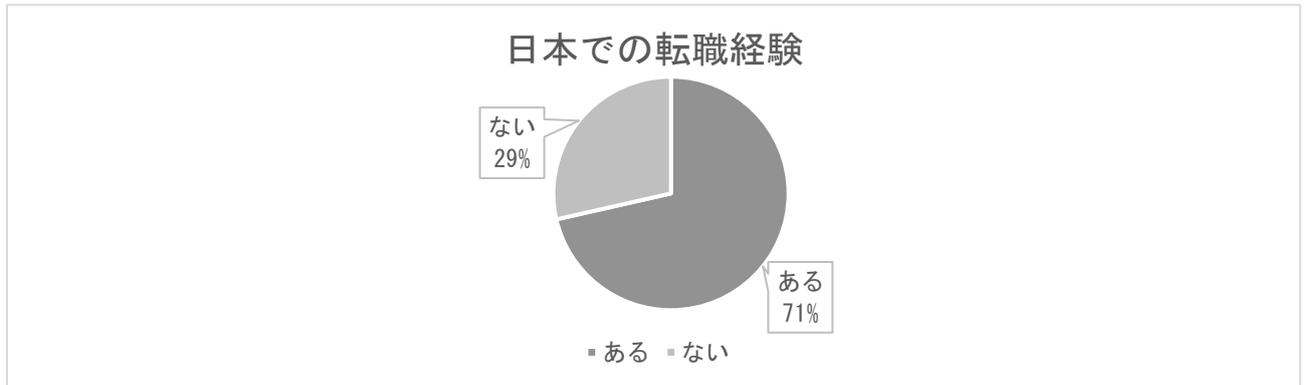
日本での雇用条件が来日する前に知らされていた内容と「同じだった(はい)」と回答したJFCは36名であった一方、7名が「同じではなかった(いいえ)」、2名が「分からない」と答えた。

(8) 雇用条件の何が異なっていたか (n=6)

「事前に聞いていた雇用条件のうち、何が実際のもものと異なっていたか」という質問に対して、「給与」、「勤務時間」、「職務内容」、「勤務場所」という回答が得られた。給与については、「3か月ごとに昇給すると事前に聞いていたがそうではなかった」や「実際の給与が事前に知らされていた金額よりも低かった」という回答だった。また、「日本語の契約書にはふたつの賃金がかかれていた。違いがわからなかったので英語の契約書を求めたが、そこにも説明はなかった」という回答もあった。勤務時間と場所については、「実際の現場の勤務時間が異なっていたりすることがある」、「働く場所が決まっていたがあちこちにいかなければならない」ということがあったと分かった。「仕事の範囲が広い」や「軽作業だと事前に聞かされていたが実際は重労働だった」のように担当する職務内容が想定していたものと異なっていたケースもあった。

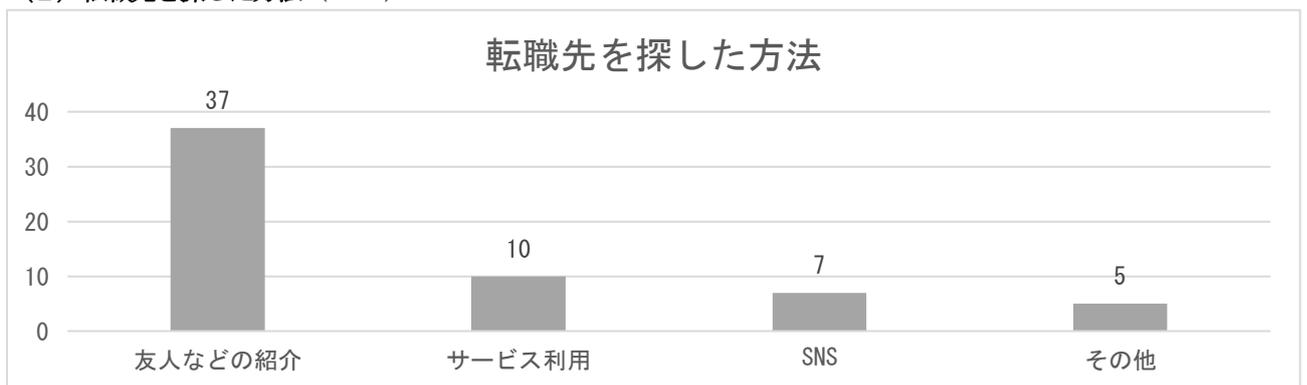
4-4. 日本での転職

(1) 日本での転職経験 (N=84)



フィリピンから来日したJFCの71%（84名）が日本で転職した経験があると答えた。残りの29%（24名）は日本でまだ転職したことがないと回答した。

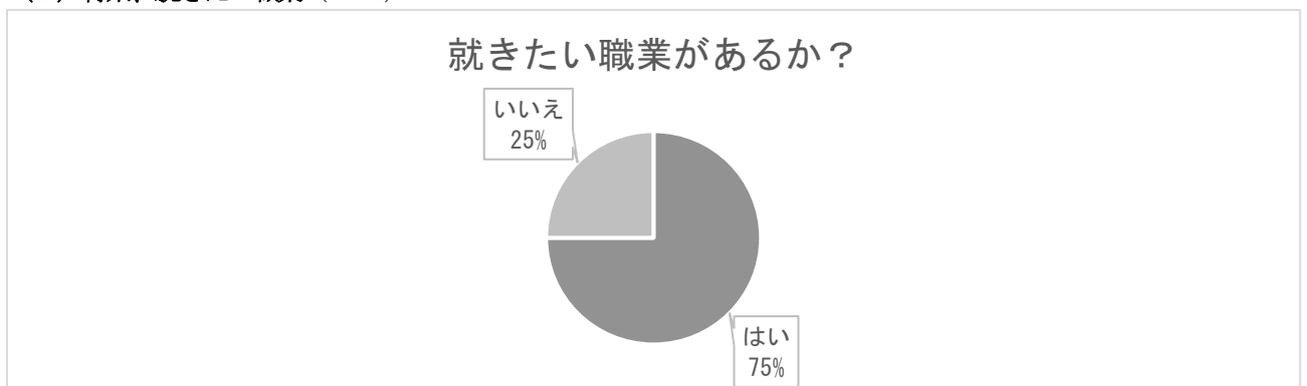
(2) 転職先を探した方法 (n=58)



前項で「転職をしたことがある」と回答したJFCのうち、37名が「友人などの紹介」によって転職先を見つけたと回答した。また、10名が求人サイトなどの「職業紹介サービス」、7名が「SNS」を利用していた。「その他」には「派遣会社を通じて派遣先を変更してもらった」が2名、「派遣先に正社員登用された」が1名いた。

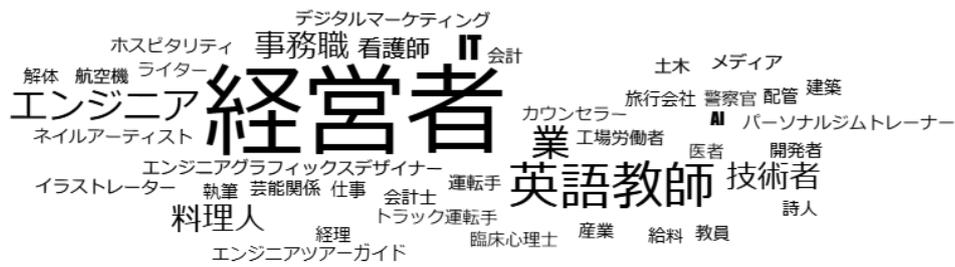
4-5. 将来のキャリア

(1) 将来、就きたい職業 (N=84)



調査協力者84名のうち、75%（63名）が「将来、就きたい職業がある」と回答した一方、25%（21名）が「特に就きたい職業はない」と答えた。

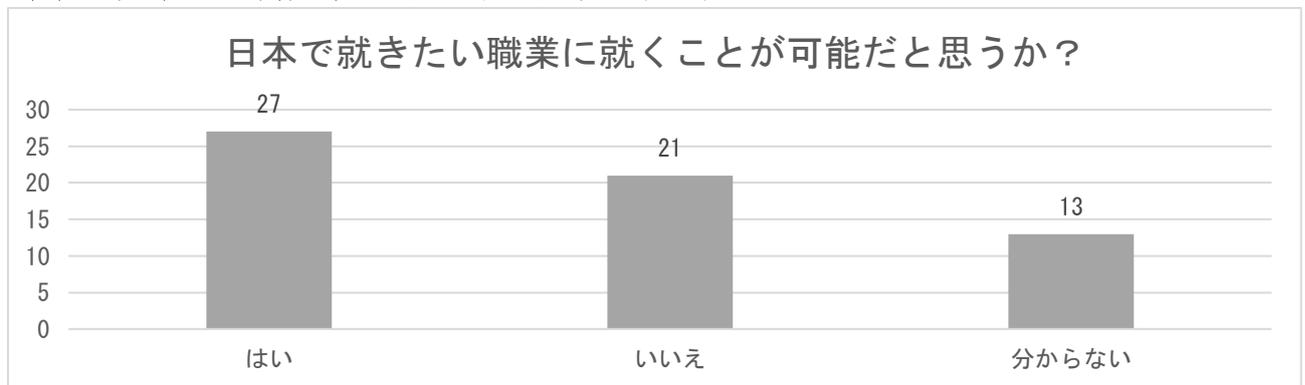
(2) 職業の種類 (n=60)



(図の作成に利用したサイト：<https://lab.fanbright.jp/wordcloud/text>)

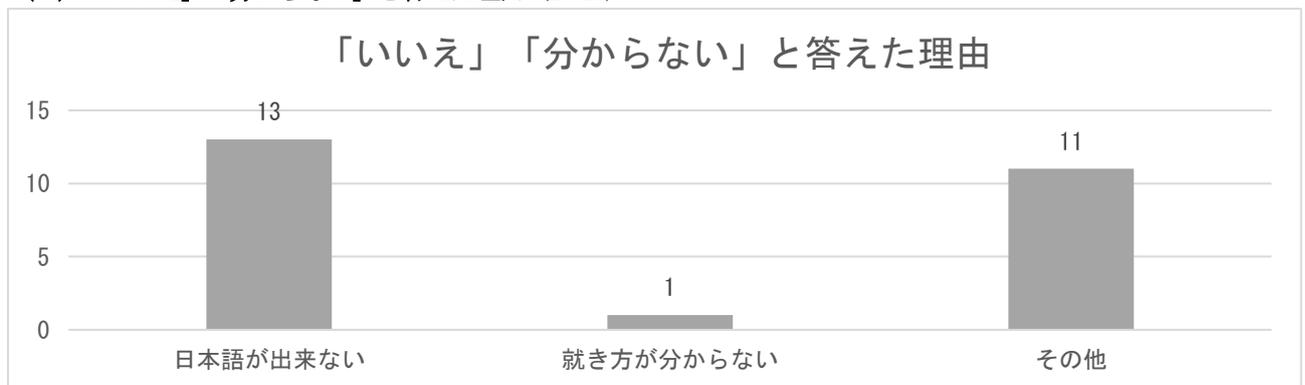
前項で「ある」と回答したJFCの中で、最も多かった職業が「経営者」で13名が将来は日本やフィリピンで飲食店、不動産業など何らかのビジネスをやりたいと考えていた。次に多かったのが「英語教師」と「IT技術者/エンジニア」で、それぞれ6名ずつだった。「現在よりも給与が高い仕事」という抽象的な回答もあったが、全般的に「医師」や「看護師」、「料理人」、「警察官」など具体的で専門的な職業を答える傾向が見られた。

(3) 日本で就きたい職業に就くことは可能だと思うか (n=61)



続いて「日本で希望する職業に就けると思うか」という質問に対して、「就けると思う(はい)」と回答したのは27名で、「就けると思わない(いいえ)」と答えたのが21名だった。また、「就けるかどうか分からない」が13名だった。

(4) 「いいえ」「分からない」と答えた理由 (n=25)



前項で「いいえ」、「分からない」と回答した理由のうち、最も多かったのは「日本語が出来ないから」(13名)だった。また、1名が「日本でどのように希望する職業に就けるか分からない」と答えた。「その他」には、「大学を卒業していない」や「勉強が遅れている」のように学歴を挙げるケース、「教員免許がないと

正規職員になれない」のように希望する職業に就くための資格を持っていないことが理由だという回答が重複して見られた。また同様に「自分で自分の時間を管理できないから大変」「日本のことはあまりわからない」といったフィリピンで生まれ育ったため日本の社会や文化になじみがないことが理由だという回答もあった。

考察

就労には生活を維持するための収入源としての側面と目標とする職業に就いたり所属する組織や社会で活躍したりすることで充実感や幸福感を得られる自己実現という側面がある。また、日本で就労するにあたって、JFCには労働者としての権利がある一方、かれらを働かせる企業には雇用主としての義務が法律に基づいて存在する。従って、本章のデータを就労状況、法令遵守（コンプライアンス）、「自己実現としてのキャリア」の3つの観点から分析する。

結論を先に述べると、フィリピンからJFCたちは極端に低い賃金で働いているわけではないが、日本の労働市場において流動性の高い労働者であり、日本国籍を持っているとしても他の外国人労働者が置かれている状況に類似していることが本調査のデータから言える。

就労状況について

JFCのほとんどが月給20万円から30万円の何らかの仕事をしている。年収を確認していないため月給をもとに計算すると、JFCの多くが年収240万円から360万円で生活していることが推測できる。雇用形態と産業で見ると、大多数が派遣のような非正規雇用で製造業に従事している。非正規雇用で働くJFCの雇用期間は、2か月や3か月ごとに更新するケースが多くみられた。また、転職活動に関しては7割のJFCが日本で転職を経験しており、友人からの紹介が主な転職先を探す手段となっている。

これらの点から、今回の調査に協力してくれたJFCは全体的にまとまった収入を得ているが、非正規雇用であることが多く転職も経験していることから流動性の高い労働者であるということが言える。また、友人からの紹介が転職先を探す主な手段となっていることから、人的ネットワークが流動性の高さを促進ないし補強していると考えられる。

法令遵守（コンプライアンス）について

本節では、JFCの現在または来日時の雇用主が、主に日本の労働関連法令を遵守しているかについて考察する。

雇用主は労働者を採用する際、労働者に対して労働条件を伝えることが義務付けられている。労働条件は雇用契約書に記載されるため、労働者は雇用主と契約を結ぶ際に雇用期間や就業時間、場所、賃金などを確認する。調査に協力してくれたJFCも多くが事前に雇用契約書を見せてもらっている。しかし、少数ではあるが雇用契約書を見せてもらえなかったケースも確認された。

また、今回の調査対象にはフィリピンで生まれ育ったため、渡航する時点で日本語での読み書きができないJFCも少ない。かれらが雇用や労働条件を理解するには、雇用主側が口頭だけでなくフィリピン語や英語に翻訳された契約書を用意していることが望ましい。しかしながら、今回の調査では25名のJFCが「雇用契約書は翻訳されていなかった」と回答している。このようなケースにおいては、雇用主側がJFCに対して雇用や労働に関する条件を適切に伝えられていないことが考えられる。実際、「雇用条件を知らずに渡航することが不安だった」と回答したJFCたちがいた。なお、採用時の労働条件の明示に関する法律が守られていないにもかかわらず、「雇用条件を知らずに渡航することが不安ではなかった」と回答したJFCもいた。1ケースだけあったが、来日前に雇用条件などをオリエンテーションで聞かされたため、不安を感じなかったというJFCがいた。

「自己実現としてのキャリア」について

本調査では来日したJFCに希望するキャリアがあるかを尋ねた。調査協力者の7割が「将来、就きたい職業がある」と回答した。日本やフィリピンで「経営者」になりたいという回答が最も多かった。また、「英会話教師」や「IT技術者/エンジニア」といった語学や専門技術を活かした職業に就くことを希望するJFCも「経営者」に次いで多かった。「日本で希望する職業に就けるか？」という質問に回答した61名のJFCのう

ち、「いいえ」が21名、「分からない」が13名と答えたことから、大多数が日本でキャリアの自己実現をすることが難しいと考えていると言える。日本語が出来ないことが自己実現を達成するうえで大きなハードルとなっている。また、JFCの回答から学歴や資格を持っていない、日本社会と文化に対する馴染みがないことも自己実現を阻害する要因となっていることが浮かび上がった。逆説的に日本語能力、日本社会と文化に精通していること、学歴や資格が自己実現を促す要因となる可能性も示唆される。

【ケース3：10代で来日し、その後労災にあったKさん】

現在20歳のKさん（男性）は17歳の時に日本国籍を取得し、2021年7月、18歳になってすぐにエージェントを介して来日し、エージェントに斡旋された山形県にある自動車部品工場に働いていた。来日してすぐに仕事に就いたため、日本語を学ぶ機会はなかった。契約書は交わされなかったが、日本での仕事は「軽作業」だと聞かされていた。しかし、実際には重労働だったという。

しかし、Kさんは勤務中に両手中指の靭帯を損傷する労働災害に遭ってしまう。事故後、雇用主はKさんを解雇したため失業した。治療のためエージェントの所在地である静岡県に移ったが、働ける見込みがないためフィリピンへ帰国することを選び、現在はフィリピンで暮らしている。山形県の雇用主はKさんのケースが労災であるにも関わらず、雇用主としての補償責任を全うしなかったため、現在KさんはJFCネットワークのサポートで労災補償手続きを現在進めている。負傷箇所の両手中指はまだ完治していないが、勉学や日常生活での支障はない程度に回復している。セブ市でシニア・ハイスクールに通うKさんは、「自分はまだ若くてこれからの人生でまだまだ乗り越えなければならないことがたくさんある」という理由で、現在の自身の幸福度を10段階中「4」だと語った。

【ケース4：エージェントによる仲介を経て搾取的労働条件下にあったMさん】

2001年生まれ23歳のMさん（男性）は、19歳で日本国籍を取得した。出身は南コタバト州である。現在は川崎市内のシェアハウスで暮らしている。Mさんが来日したのは2020年7月だった。来日の費用は叔母がすべて支払ったが、来日前にフィリピンで知人に紹介されたエージェント（所在地は静岡）があり、来日の際にはそのエージェントに仕事を紹介してもらった。このエージェントは、JFCに仕事を紹介し宿泊施設を提供していたという。来日後は山形県で、会社の事務所で住み込みで働いたが、重機を操縦するような重労働だったわりに給料は月10万円と安かった。このエージェントが高額なサービス料をとっていたのだ。8ヶ月仕事をしたが嫌になり、仲間のJFC4人そろってエージェントと話をし、退職した。エージェントに借金があるわけでもなく、話し合いは問題なく終わったと言う。

現在Mさんは、パートタイムで宿泊・飲食サービス業で働いており、「お金を稼ぐことができ、家族に毎月送金して支援することができているから。職場もフィリピン人が多くて楽しい」と語る。「今の方が幸せ。自分の仕事がある。フィリピンでは仕事がなく、給料もすごく安いので」と言うMさんの夢は、「家族を持ち、自分の家を建てて、自分の商売をする」ことである。

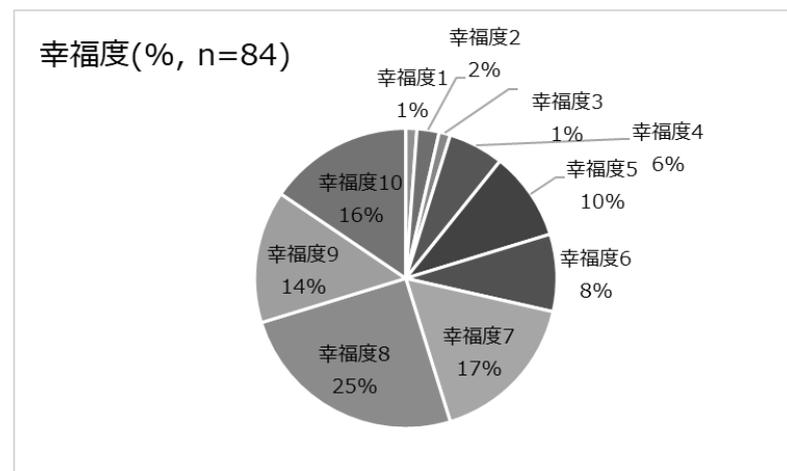
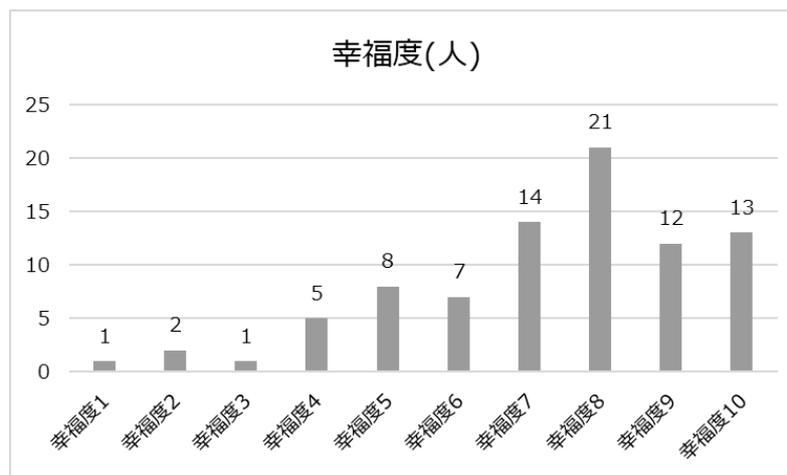
5. 幸福度について

5-1. 幸福度(10段階評価)

本章では、調査協力者の幸福度についてのインタビュー結果を示していく。次章では、幸福度の決定要因を統計的に分析するのに対して、本章ではインタビューの自由回答部分を質的に分析していきたいと思う。

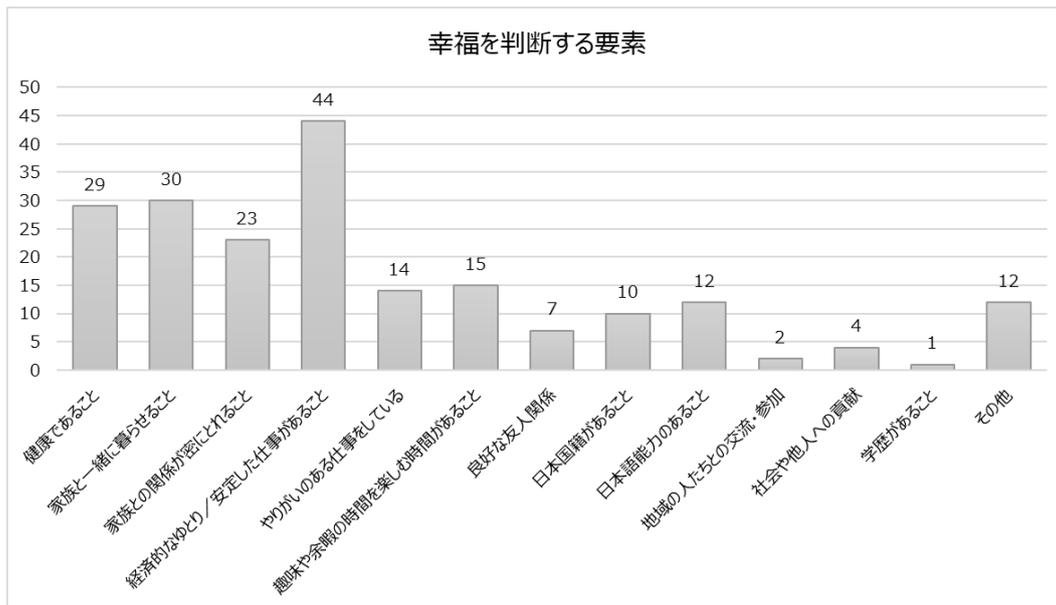
まず、以下の図は、インタビュー対象者のインタビュー時点での幸福度を10段階で表してもらった結果である。幸福度1と答えたのは1名、2は2名、3は1名と、幸福度が低いと回答した者は全体の4%とごく少数だった。幸福度4～6と答えた者も全体の24%で、幸福度が7以上と答えた者が72%を占める結果となった。平均値は7.3であり、13人が幸福度満点の10と答えていることも特筆すべきである。主観的な幸福度は総じて高い結果となった。

しかしながら、インタビューの詳細を読んでいくと、幸福度が高いからといって、現在の生活に満足しているわけではない。そこで幸福度がマイナスされている理由を探っていききたいと思う。



5-2. 幸福を判断する要素

「幸福を判断する要素」について、以下の項目の中から自分が大事だと思う要素を1人3つまで複数回答してもらった。



最多の回答は、「経済的なゆとり／安定した仕事があること」（44件）であった。回答者の半数以上がこの要素を幸福と判断する要素であると答えていることになる。

一方で、「家族と一緒に暮らせること」との回答が30件、「家族との関係が密にとれること」との回答が23件であった。日本で家族と暮らしている場合は、前者の回答、離れて暮らしている場合は後者と回答する傾向にある。つまり同居の有無に関わらず、「家族」が自らの幸福に直結しているものが53件であり、経済的なゆとりや安定した仕事以上に「家族」が判断材料になっているということである。もちろん3つまでの複数回答であるので、「経済的なゆとり／安定した仕事があること」と「家族と一緒に暮らせること」あるいは「家族との関係が密にとれること」を両方選択しているものも多かった。「良好な友人関係」「地域の人たちとの交流・参加」と比べても、家族がいかに大切な存在であるかがわかる。

次に、自分自身が「健康であること」との回答が29件あった。「その他」の中に、「メンタルヘルスが安定していること」や「精神的に安定し、ゆっくり眠れること」という回答があった。大きな環境変化を伴う来日・移住を経験したJFCたちにとって、身体面だけでなく、精神的な健康も重要要素だと言えよう。

特筆すべきは、「日本語能力のあること」（12件）「日本国籍があること」（10件）が最も大事な3要素に入っている点である。日本国籍取得というJFCとしての権利を獲得したことが幸福の判断要素となっている。また、日本で生きていく上で、「外国人」として扱われることが多い中、日本語を学習し、自らの能力として獲得したことの喜びも大きいと予想できる。

「その他」の意見としては、「教会」「子どもたちが高等教育を受けられること」「日本人の父親と連絡をとりあうこと」など重要な要素が挙げられた。

5-3. 幸福度の理由

幸福度を1～10と判断した具体的な理由について質問した結果を分析する。

幸福度が1～3と回答した者の理由は、以下のようなものがある。

（幸福度は）10%。90%の足りないものは父に会えていないこと。借金がたくさん残っていること。

（幸福度1と回答）

日本での良い将来を想像できない。日本での暮らしはまあいいが、日本語が喋れないし、制限されている気がする。たぶん自分の居場所は他の国になるのではと感じる。（幸福度2と回答）

日本で暮らし、公共施設は充実し、生活の保障もされ、治安もいい。（しかし）仕事ばかりの人生でいいのか？と人生の意味がわからない。日本の人間関係は冷たい。日本の職場は間違いを許

さず、仕事ができないと収入をもらえず厳しい。(幸福度3と回答)

幸福度が低い理由は、経済的なゆとりがないことや、家族と会うことができない点である。上記で幸福度の判断基準になっている点が欠けているため、幸福度が低くなっている。さらに、日本語が話せないことや人間関係が希薄なことにより、日本を「居場所」と感じるができないことがJFCの幸福度を下げていると言える。

幸福度が4～6と回答した者は、以下のような理由を挙げている。

フィリピンに妻と1歳未満の子どもを残しており、子育てに関われないから。ホームシック。日本では仕事中心の生活を送っているから。(幸福度4と回答)

日本での生活はとても大変で仕事と家の往復だけで終わってしまう。フィリピンに送金するために頑張って仕事をしなければならないが、物価は高く給料は安く、自分のための貯金ができない。こんな生活をいつまで続けられるか不安。(幸福度5と回答)

日本に来られて嬉しいが、自分の文化を知って友達を作って、でもやっぱり何か足りない。経済的に苦しんでいる。やりたいことができていない。(幸福度6と回答)

幸福度が中程度と回答した者は、来日したことや日本で仕事があることに幸せを感じる一方で、「何か足りない」という感覚を持っている。それは、離れて暮らす家族や友人であったり、貯金するには足りない給料だったり、余暇を楽しむ時間だったりする。この結果は、JFCの多くが日本で仕事中心の生活となり、働き詰めになっていることを物語っている。

次に、幸福度7～9と回答した理由は以下のようなものである。

日本に来ることができて嬉しいし、生活をすることもできていて幸せだが、自分の能力を活かした仕事をするのができないので30%は不足。母と息子と呼び寄せることができたなら100%幸せになる。(幸福度7と回答)

3年間、日本では仕事仕事仕事。仕事のストレスがあるので100%ではない。家族と一緒に日本にいたのでストレスがまた緩和されて助かっている。(幸福度8と回答)

残りの10%は日本語ができず、わからないことが多いので。日本に来ることは念願だったので来日できて幸せ。日本の生活を経験したかったのが今はいろいろ経験できて楽しい。(幸福度9と回答)

幸福度を高く回答した者も、幸福度の判断基準である「家族」が重要な要素になっている。また、現在仕事はあるが、「自分の能力を活かした仕事」をすることができていないことも幸福度を下げる理由である。仕事が「ストレス」や「忙しすぎる」、「疲れる」などという仕事の質や量に不満を抱いていることが幸福度を下げている。さらに、日本語ができないことが幸福度のマイナス要素になっているという回答も少なくなかった。

では、幸福度10と回答した13人はどのような理由を挙げているのだろうか。

異なる環境下で自立して生活ができているから。経済的にも十分な収入がある。母から独立することができた。観光するところもたくさんある。父が近くに住んでいるので会いに行ける。(幸福度10と回答)

夢が叶ったので10点。現在、帰化申請中なので、これで日本国籍が取れたら10点以上。私の夢はシンプルだった。お父さんに会いたかった。亡くなってしまったので会えなかったけど、日本

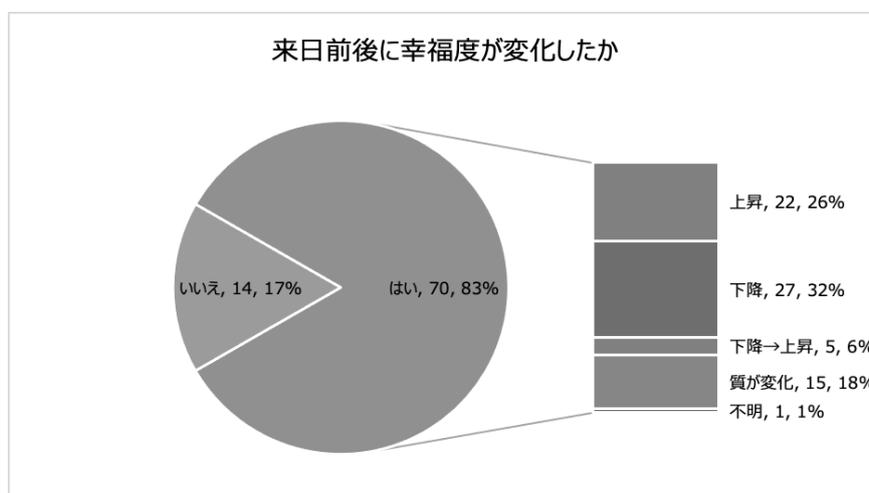
人の子として日本にいられるのは幸せ。（幸福度 10 と回答）

家族が一番大事。どんなに大変なことがあっても仕事をして母に仕送りができていることが幸せ。とても優しい友人に囲まれていてとても幸せ。フィリピンにいたら車も買えなかった。（幸福度 10 と回答）

幸福度を満点とした回答の理由は、経済的ゆとりがあり、仕事の内容もやりがいがあり、家族との関係が良好なことなどの判断要素がどれも満たされている。特に家族の要素は重要で、「家族が元気でいればそれで幸せ」「夫や子どももみんな一緒に健康で暮らせている」といったフィリピン的な家族観が JFC たちの幸福度を上昇させている。また、幼い頃から JFC らが抱えていた、父親との疎遠や、日本国籍がないことといった問題が解決に向かっていることで幸福度が上がったという回答があった。幸福度が高いと回答した多くの理由の中で、「幸福度が上がった」「幸せになった」という低いところから高くなったというプロセスを含む語りが聞かれた。次節では、来日前後での幸福度の変化について分析していく。

5-4. 来日前後での幸福度の変化

来日前後で幸福度に変化があったか、という質問に対して、大半の 70 人が「はい」と回答し、14 人が「いいえ」と回答している。来日前後で多数が幸福度において変化があった。変化があった理由を自由回答で聞き取っており、回答の語りから、どう変化したのかを分析した。来日を機に幸福度が「上昇した」22 人、「下降した」27 人、来日後に「一時下降したがその後上昇した」5 人、「幸福の質が変化した」15 人という結果となった。



来日後に幸福度が上昇した理由として以下のような回答があった。

フィリピンにいたときは子どもだったので不安はなく、幸せだと思っていた。しかし大人になった今仕事、生活面のことを考えるとフィリピンより日本に来てよかった、幸福度は上がったと思う。（幸福度 10 と回答）

フィリピンでは働きながら学生をしていた。高齢の祖父母がいて、母と一緒に家事役割を担っていた。今は自分のためだけに時間やお金を使える。（幸福度 10 と回答）

フィリピンにいた時は LGBT であったことをあまりカミングアウトしていなかったが日本に来てから髪を短くしたりホルモン治療をしたりして女性となったことが心地よい。（幸福度 8 と回答）

来日して仕事を心得、経済的にも精神的にも自立して生活を送ることができるようになったことが、幸福度

を上昇させる理由として挙げられている。特に性に関しては、フィリピンの方がオープンであると考えられがちであるが、家族やコミュニティによっては性的規範が厳格であるがゆえに「なりたい自分」になることに制限がかかるのだろう。

来日後に幸福度が上昇した人(22人)より下降した人(27人)が多いが、下降した理由は、以下のような例が挙げられる。

フィリピンでは、お金がなくても幸せだった。当時の幸福度は7~8点くらい。友達がたくさんいた。日本では疲れていて、友達とbondingするのも大変。(幸福度4と回答)

少し下がった。もっと社会的で恐れずにいろいろな人と話せたが、日本に来て内気になってしまった。(幸福度6と回答)

日本での生活は仕事に追われていてロボットのような。日本語能力と家族と一緒に暮らせないので20%幸せが足りない。(2人の息子と夫がフィリピンにいる)(幸福度8と回答)

慣れ親しんだフィリピンでの生活と、人間関係が希薄な日本での生活との間で、幸福度が下がったと考えられる。他にもホームシックを感じたり、カルチャーショックを体験したという回答があった。上記の回答では、生まれ育った環境を離れ、自立した生活を歩めることをポジティブに捉えられていたが、もちろん家族と離れて暮らすことが不安要素にもなる。

一方、滞日歴が長いケースでは、幸福度の下降と上昇を経験していた。滞日歴5年以上経つ者で幸福度が5より低いと回答した者はいなかった。以下の語りからは、来日後のホームシックやカルチャーショックに加え、父親との死別や父親から拒絶されたことの苦しみを自らの力で乗り越えた結果、幸福度が上昇していることがわかる。

父に会いたくて日本に来て、父が死亡していたことを知り、まさかそのまま日本に暮らすことになるとは思わなかったが、父が亡くなったことを知り、一つの区切りがついて、次のステップを踏み出した。日本で生活をするを選択して今はよかったと思っている。(幸福度8と回答、来日6年)

悪い日本人と出会った(日本語ができないといじわるをされるなど)。そして父親からも会うことを拒否された。だから日本人が大嫌いになった。日本ではお金を稼ぐだけでいいと思った。でも日本語を勉強したら、知り合いの日本人が優しくなった。(幸福度10と回答、来日8年)

来日した当初は淋しくてよく泣いていた。すべての目標を達成したわけではないが、(今は)自分の家族と一緒に暮らせることが一番の変化。(幸福度7と回答、来日15年)

また、質が変化したという回答も多かった。例えば以下のような回答である。日本とフィリピンの両方の良し悪しを理解した上で、自身の幸せのパーツを組み合わせているのだ。

日本とフィリピンどっちが幸福度高いとは言えないが、幸せの形が違う。フィリピンの気候、自然、家族がたくさんいるところが好き。日本に来ると仕事ばかりだが、仕事も好き。時間があれば仕事をしてお金を稼いで、好きなことに使うことができる。家族のためにもなる。(幸福度10と回答)

点数にすれば同じ8点だが中身が違う。フィリピンでは友達に毎日会える。人の気質がフレンドリーで楽しい。だが経済面、生活の質が安定しない。(幸福度8と回答)

5-5. 考察

本章では、インタビューに応じてくれたJFCの主観的な幸福度と、自由回答部分の語りをもとにJFCの来日後の幸福度について理解しようとした。平均的に幸福度が高い結果となったが、それは来日までの過程や来日直後の苦労があつてこそ現在の幸福度が上がっていることがわかった。また、来日直後は幸福度が下がると答えた回答者がやや多かったが、経済的なゆとりのなさや、家族との離散経験、来日してもなお父からの拒絶などが幸福度を下げている。オーバーワークや職場でのストレスも幸福度を下げる要因になる。一方で、滞日歴が長くなると、日本語の上達に努めたり、家族を呼び寄せたりすることで幸福度が上昇していた。調査協力者の72%が、幸福度7以上であると答えた背景には、本人たちの苦労や努力や辛抱があり、現在の幸福は、JFC自らが「勝ち取った幸福」であるということができよう。

【ケース5：家族関係と仕事が安定しており、幸福度が高いKさん】

1989年生まれ34歳のKさん（男性）は、ミンダナオ国際大学卒で、日本学を専攻し、日本語能力試験N3を持っている。現在の仕事は、幼児から中学生までの子どもを対象にした英会話講師と幼稚園での英語教員で、トータルの月収として35万円を得ている。2017年にエージェントを通して、最初は留学生として来日し、1年間日本語を勉強しながらアルバイトをしていた。その後、教育関連の大手企業に採用され、就労ビザとなり、31歳の時に父親から認知を受けた後は在留資格が「日本人の配偶者等」となっている。

Kさんの幸福度は「10点満点」である。それは「夢がかなった」から。その夢とは、「お父さんに会いたい」ということ。父親は実際には亡くなってしまったので会えなかったが、日本人の子として日本にいられるのは幸せだという。

現在、Kさんは帰化申請中であり、日本国籍が取れたら「幸福度は10点以上」だという。

「日本は少子化で人口が少なくなっているのに、JFCたちが来日するのに相変わらずハードルが高い。入管行政は厳しすぎる。将来のためにもっと移民を受け入れていくべき」とKさんは語った。

【ケース6：日本で各種資格を取得し、現在は他のJFCを助けたいというDさん】

2000年生まれで現在24歳のDさん（男性）は、出生時に婚内子であったため、日本国籍を保持していた。幼稚園から高校まで日系人会の経営する学校で学び、高校卒業後、2017年に「フィリピンでの生活は苦しくはなかったが、家族のproviderになりたいと思って」、すべて自分で決めて来日した。チケットも自分で購入できたのは、高校時代からバンドのドラマーとして稼いできたお金を貯金していたからだった。

日本に来てからの仕事も自分ですべて探してきたDさんは、現在までで6回転職をしている。電機関係の組み立て、食品、水産加工、解体、自動車部品工場などである。解体会社にいた時にDさんは、中型免許、ハーネス、アスベスト、重機などのさまざまな資格を取得し、「1か月で親方になれる」と言われていた。しかし、職場では社長が自分をリスペクトしてくれず、メンタルヘルスに影響があったという。「自分は技能実習生ではない！」と言って、Dさんはその会社を辞めた。しかし、どこに行ってもずっと使える資格は、Dさんにとって大きな自信になっている。

2023年5月に、フィリピンにいた時からの恋人と結婚し、現在は派遣労働者として工場のラインで働いているほか、妻と一緒にフィリピンのデザートを作って近くに住むフィリピン出身者にデリバリーするサイドビジネスもしている。母親も結婚して日本で暮らしており、きょうだいも日本にいるため、現在はフィリピンに定期的な送金をする必要がないDさん。料理が得意なDさんの夢は、自分のレストランを開くことだ。「あとは、ベビーが生まれれば幸福度は10点」と語るDさんは、「他のJFCを助けたい」という気持ちを持っている。実際これまでも、来日して間もないJFCを人づてに紹介され、自宅に住ませたこともあるという。

6. 幸福度が高まる要因の分析

ここでは、今回調査したデータを用い、日本に来日したJFCたちはいったい幸せだと感じるような状態にいるのか、どのようなJFCたちがより幸福だと感じることができるのか、について、現在の幸福度の決定要因を統計分析した。結果を以下の表6-1に示した。調査には、「10点満点で表すとしたら現在の幸福度は何点か」という質問が含まれている。この質問で聞いた、現在の幸福度を説明する要因は何かについての分析結果である。左の列が幸福度を定める可能性がある要因を示している。ここでは、重回帰分析と呼ばれるさまざまな要因を同時に統計分析し、他の要因を考慮に入れたとしても、統計的に意味のある要因は何かを示す分析手法を用いた。(1)から(5)は、左列の要因を取り入れて、分析を行った結果を、それぞれ示したものである。モデル(1)からモデル(5)と呼び、結果は縦に読む。

表6-1 幸福度の決定要因の重回帰分析

	現在の幸福度				
	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
	個人的属性	来日理由と 収入満足度	相談できる 人たち	相談できる 日本での人 たち	統計的有意 な要因のみ
相談できる人たちがいる(日比)			0.616*** (0.214)		
相談できる人たちがいる(日本)				0.701*** (0.239)	0.701*** (0.239)
経済的理由で来日		1.022** (0.048)	1.369*** (0.435)	1.131** (0.427)	1.178*** (0.411)
父親に会う、文化的理由で来日		ns	ns	ns	
現在の収入に満足		0.939** (0.452)	1.064** (0.406)	1.168** (0.406)	1.194*** (0.389)
男性である	0.914* (0.468)	0.873* (0.455)	0.967** (0.407)	1.029** (0.406)	0.994** (0.394)
教育達成度	ns	ns	ns	ns	
正規雇用者	ns	ns	ns	ns	
No. of observations	83	83	82	82	83
Adjusted R Square	0.014	0.070	0.207	0.210	0.246

***p<0.01, **p<0.05, and *p<0.1. 両側検定。()内は標準誤差。

モデル(1)は、回答者の個人的属性と幸福度との関連を検討したものである。*のついた要因のみが統計的に意味のある結果である。統計的に有意を得られなかった要因に関しては数値を省略し、nsと示した。調査を行った83名の回答者の中では、男性の方が女性よりも0.91ポイント幸福であることを示している。ただし、来日したJFCではいつも男性の方が女性よりも幸福であると一般化はできないことには留意が必要である。その一方、教育達成度(卒業した学歴のレベル)と、現在正規雇用であるかは幸福度に影響を与えていない。

モデル(2)は、現在の世帯収入に満足しているか否かと、なぜ来日という選択をしたか、その理由が幸福度にどう影響を与えるかについて着目した結果を示したものである。この結果から、現在の世帯収入に満足していると答えた人は、満足していないと答えた人よりも0.94ポイント有意に幸福度が高いことが分かった。ここには結果としてあげなかったが、現在の収入額そのものを分析したが、収入額自体は幸福度に影響を与えなかった。従って、個人が世帯収入に満足をしているか、その主観性が大切である。また、来日した理由が、フィ

リピンでの貧困や仕事がないなど、何らかの経済的理由をあげた人は 56%に上った。こうした来日理由に経済的理由をあげた人々は、経済的理由をあげなかった人と比較して幸福度が 1.02 ポイント有意に高いことがわかった。その一方で、父親に会いたい、日本の文化に触れたい、といった理由から来日した人は 28%いた。ここでは、経済的理由と同時に父親に会いたいなどの目的を答えて両方にカウントされている人々もいる。しかし、こうした父親に会いたい、日本文化に触れたいなどの社会文化的要因を来日の理由にあげた人々は、あげてない人々と比べて幸福度は有意に上昇しなかった。

フィリピンでの貧困状態からの脱却を求めて来日をした人々も多く、これらの人々にとっては、フィリピンよりも経済的に稼げる日本での生活に満足が得られている場合には、正規・非正規を問わず、より幸福な気持ちに繋がっているのではないかと思われる。その一方で、父親に会いたい、日本文化を知りたいといったより社会的、文化的な動機で日本に来た人たちについては、そうでない人と比べて有意に幸福が高まるといった傾向が認められなかった。父親に会いたいと来てみたものの、父親の高齢やその他の理由から、思っていたようには十分に関わりが得られない、あるいは日本文化を理解し自分のルーツの一つとして認め幸福を感じられるに至るだけの十分な社会的統合を可能にする環境が、日本にはないなどの背景があるのかもしれない。

モデル (3) と (4) では、モデル (1) と (2) で検討した要因に、ロバート・パットナムという研究者が提唱した「社会資本理論」、すなわち、社会との関係性がある人ほど自己や社会への信頼度が高まるとする理論の視点を加え、日本にいる JFC をとりまく人間関係の幸福度への影響を見た。調査では、「困ったことがあった時、相談できる相手はいますか?」という質問をしており、この質問への回答の選択肢は、1) 相談できる相手はいない。2) 日本人の友だち、3) 日本に居る家族・親戚、4) フィリピンにいる家族・親戚、5) 日本とフィリピン以外の海外にいる家族・親戚、6) 在日フィリピン人 (友人やフィリピン人組織) という 6 つであった。回答には、それ以外にも雇用主などといった回答も寄せられた。この設問に基づき、これらの日本とフィリピンや海外での困ったときの相談相手の回答項目数を数え、モデル (3) では、「相談できる人たちがいる (日比)」としてこの人的つながりの数の幸福度への影響を見た。また、モデル (4) では、さらに日本人の友達、日本に居る家族・親戚、在日フィリピン人、そして雇用主といった、日本で相談できると答えた項目数のみを数え、「相談できる人たちがいる (日本)」として、その影響を見た。

モデル (3) でもモデル (4) でも、相談できる相手があると答えた人間関係のつながりを示す項目の数が多きほど、より幸福を感じていることがわかる。つまり、フィリピンと日本の両方を含んで相談できる相手がいるという設問に一項目相手を多く答えた人ほど、0.62 ポイント幸福を多く感じている。また、モデル (4) では、日本で相談できる人たちがいると答えた項目の数が 1 項目多い人ほど 0.70 ポイントより多く幸福を感じていることが示された。

着目したいのは、Adjusted R Square (自由度調整済み決定係数) である。これはすなわち、投入した要因全部で 100% (1.0) のうち、何パーセントにあたるデータの変動を説明できているかを示した数である。モデル (3) で、「相談できる人たちがいる (日比)」の要因を入れることにより、モデル (2) の 0.07、つまり 7% から 0.207 つまり 20.7% への飛躍的に上昇する。また、さらにモデル (4) で「相談できる人たちがいる (日本)」では 0.210、21% まで増加する。幸福度に与える、JFC を取り巻く人間関係の濃淡が与える影響の重要性が示されたと言える。最後にモデル (5) で示したのは、統計的に有意だった要因だけを抜き出して統計分析を行ったものである。今までの結果と変わらず、男性、現在の世帯収入に満足をしていること、経済的理由で来日をした人々、また、日比、あるいは日本で困った時に相談できる相手がより多くいること、といった要因が幸福度を統計的に有意に高める要因となる結果が得られている。

この分析結果の解釈にあたっては、あくまでも 83 名の JFC について言えることであり、これがすべての来日している JFC にとっても同じ結果になるといった単純な一般化はできないことに注意が必要である。これらの結果からは、逆に言えば日本にいる JFC が孤立しており、日本で相談者がいない状況におかれていれば、有意に幸福度が減ることを示している。これらの結果からは、日本やフィリピン等々の彼らのネットワーク構築支援を行ってゆくことが重要であることが示唆された。

この調査からは、経済的困難から来日した JFC が多く中、日本に滞在する JFC の人々が幸福に生活できるためには、来日の過程で搾取されず、来日後も満足した収入を得ることができるよう生活を送れるようになることが必要である。そのために、まずは翻訳付きの労働契約書を見せるなどの基本的な手続きを行わないような悪質なブローカーをなくし、透明性の高いエージェントとの契約でしか来日ができないように、より効

果的で実効的な監視を行うなどの政策とその実施が必要である。また、日本で安定的な就労先を見つけるための就労支援も必要である。また、困ったことがあった時に相談できるような人間関係をより多く持っている人ほどより幸福であることが明らかになった。これは逆に言えば、人間関係において孤独を感じており、相談できる相手が誰もいない、フィリピンにいる家族・親戚に限定される、といった人々は、より日本での幸福度が低いことが示された。そのため、日本で困った時に相談できるような、より豊かな人間関係を構築できるような支援を提供してゆくことが大切である。この調査結果は、日本への社会統合をより進めるための重層的なセーフティネットを提供してゆくこと、ならびに日本政府や自治体が支援に向けた政策を行ってゆくことの重要性を示した。そして、経済的に安心して暮らせること、困ったときに支えてくれる人々がいる、そして、こうした支援にあわせて、父親や文化を知りたいという願いを抱えて来日する人々がより幸せだと日本で感じられるような、包括的な社会の構築に向けての支援が求められていることが示唆された。

【ケース7：信仰や教会の支えが力になっているが、外国人差別も経験してきたCさん】

1985年1月生まれで現在39歳のCさん（女性）は、23歳（2008年）の時に日本人の父親から認知を受けた。現在は東京郊外で、配偶者と子どもたちと暮らしている。フィリピンの大学でITを学び卒業している。日本語能力試験はN4を持っている。Cさんが来日したのは2007年11月で、ITエンジニアとして働くためだった。フィリピンのエージェントによる日本に行くための試験に合格し、東京で月収25万円で働き始めた。現在も情報通信作業で正社員として働くCさんは、月収45万円を得ている。

「母はとても厳しい人で、父を知らずに育つのはつらかった」と語るCさんだが、現在の日本での生活は安定していて幸せだという。日本の治安のよさにも満足しており、子どもも安全に育てられている。そんな中でCさんの支えになっているのは教会の存在だ。

「神の存在がいていつも見守ってくれている。なので、とても幸せ」と語るCさんにとって、教会の存在や仲間は自身の幸福度にとっても影響しているようだ。日本に来てから改宗したCさんにとって、悩みを話せる教会の仲間の存在は大きいという。

専門職として働くCさんもまた、日本での外国人差別を経験している。「アパートを探すときに外国人に貸してもらえない。どんなに支払い能力があっても外人と聞くと貸してくれない。引っ越し先を探すのがとても大変。差別を味わった。日本語ができなければ生きていくのは大変なのは分かるが、英語での説明をつけてほしい。英語の契約書で書かれても『日本語の契約書と英語の契約書の内容が対立した場合は、日本語のものに従う』と書かれている。これはおかしい。入管が外国人に対して不親切」だと語った。

Nさんの現在の夢は、日本に帰化し、自分の娘にも日本国籍を取らせることである。

7. まとめと提言

本章では、各章での分析をもとに今回の調査で明らかになったことをまとめ、それに基づいた提言を行う。

来日の背景・動機・過程について

今回調査に協力してくれたJFCの多くが高校以上の学歴を持っている20代から30代の若者で、「日本人」または「日本人の子」として来日している。「日本人の父親に会いたい」「日本を経験したい」といった理由も挙げた人もいたなかで、多くが「日本で働くこと」を求め、家族や親族または仲介者、日本での就労先から借金をして渡航をした。調査に協力してくれた84名のJFCの半数が来日するにあたり何らかの仲介者を利用していたことが分かった。派遣会社をバックとした組織的なアクター（エージェント）が仲介者としてJFCに接触しているようだが、JFCと直接的、間接的なつながりのある個人が仲介者とJFCの橋渡し役になっているケースもあった。また、JFCの支援組織や知人からの紹介で日本へ渡航したJFCもいた。このことから仲介者や支援組織、知人のようなJFCと関わりのあるアクターが、JFCの来日を可能にするネットワークとして関わっていることが明らかになった。個人の仲介者によって来日後すぐの生活・就労状況が劣悪なものに置かれていたケースも見られ（ケース・スタディ1、2、3参照）、特にそうしたケースの場合、渡航時の年齢が低い（10代）ことにも注意が必要であろう。また、保証人がいない調査対象者の中には、借金完済前に逃亡したら母親を拘束するなど脅迫され、日本での就労に関して調査対象者自身が選択する余地がないといった、不安全かつ搾取的な来日環境に陥ってしまう傾向が見られた。

JFCが来日を決めた理由を見てみると、経済的動機が最も多かった一方で、「日本人の父親との再会」や「アイデンティティの確認」といった要素を含め「日本を経験する」というものも多く見られた。一見すると経済的要因と心理社会的要因とに分けられるように思われるが、実際には全くの異なる要素ではなく、むしろ複数の因子が接合ないし重複しているものと考えられる。JFCたちが来日を決定するに至った経緯は、必ずしも全て「個人の意思」によって説明できるわけではなく、親族や家族との関係、先述のネットワークとの関わりのようなJFCを取り巻く周囲の環境が大きく作用していることに注目したい。来日には渡航費や当面の生活費といった費用が発生するが、それらを親族からの借金や援助によって工面したJFCたちがいることから、周囲との関係性が来日の意思決定に与える影響が読み取れる。

就労状況について

今回の調査から、来日したJFCが全体的に非正規雇用の割合が大きく製造業を中心にサービス業や建設業に従事していることから、日本の労働市場のなかでも人手不足とされている業界に吸収されていることが今回の調査で分かった。収入に関しては月給が20万円から30万円の層が厚く、極端に低賃金労働をさせられているとは言えないが、大多数が友人を介して転職をしていて、就きたい職業があったとしても日本語能力が課題となっていることから、理想とするキャリアやキャリアアップの実現が難しいということが浮かび上がった。

コンプライアンスの面では、数として多いとは言えないものの、雇用主の義務である労働条件の事前通知が守られていないケースもあった。また、労働条件などを記した雇用契約書が日本語で文書を読んで理解することができないフィリピン育ちのJFCたちが分かるように翻訳されていない場合もあることが分かった。

日本での現在の就労が、収入面では相対的安定をもたらすものではありながらも、夢や希望を叶えるようなキャリアとはなっていないことを示している。「就労状況」のセクションでも言及されている通り、来日したJFCたちは流動性の高い労働者として、日本の労働市場を下支えする存在となっていることを示唆している。

幸福度について

「幸福度」については、数値のみを見れば平均的に幸福度が高い結果となったが、それは来日までの過程や来日直後の苦労があつてこそ現在の幸福度が上がっていることが、分析より明らかになった。また、経済的なゆとりや、家族との離散経験、来日してもなおの父からの拒絶などの経験が、特に来日直後のかれらの幸福度を下げていたほか、オーバーワークや職場でのストレスも幸福度を下げる要因になる。一方で、滞日歴が長くなると、日本語の上達に努めたり、家族を呼び寄せたりすることで幸福度が上昇していた。

また、日本で困った時に相談できる相手がより多くいることが幸福度を統計的にも優位に高めることも明らかになったことは、孤独や困難に陥りがちなかれらの状況を改善する方法を考える上で、示唆的であろう。

まとめ

JFCたちが今日の日本における重要な働き手の一角を占めていることは間違いない。来日動機も経済的動機を中心にしながら、父親との再会や日本経験など複数の動機が重なり合う中で、親族や知人、さらには支援組織を基盤とするネットワークの中で、渡航が実現している、ということが就労を目的として来日するJFCの大きな特徴と言えるだろうか。

しかしながら、今回の調査結果から言える範囲にとどまるが、就労そのものや収入面での安定性は、主観的な幸福度には必ずしも直結していなかった。もちろん、現在の生活への満足度が高いケースもあるが、それは日本で実現されたというよりも、もともと本人がフィリピンで持っていた資源によるところが多かったり、5章で明らかになったように、今日にいたるまでの困難を克服したことによるものが多い。

何か困ったことがあった時に相談する相手は「家族や親戚」が主で、「相談相手がいない」という人もいることから、日本社会との接触度合いもそれほど多くなく、家族や親族、知人のネットワークの中で来日、就労、転職し、家族形成が部分的に進む、という傾向は、日本で主流を占める結婚移民から永住者へのルートをたどり日本社会に埋め込まれていったフィリピン人女性（JFCの母親世代）たちや、生活や就労が就労先および監理団体によって厳格にモニタリングされている技能実習生とも異なる状況である。

日本での生活は非正規雇用で流動的ではあるものの、フィリピンと比べると相対的に稼げるようになったが、かれらは「フィリピンにいる家族と離れていること」や「日本語が出来ないこと」が要因となって「生きづらさ」を抱えて日本で暮らしている。かれらは「日本人」、「日本人の子」として日本に来るための切符を手にしたが、かれらの背中にはフィリピンにいる家族の存在が見え隠れする。「日本人」、「日本人の子」でありながら、「家族のため海外へ行く」というフィリピン人移民に共通するロジックが働いているように思われる。「家族との幸せ」を得るために「日本人」、「日本人の子」という法的地位が役に立つはずが、「家族と離れる、すぐに会えない」というコストを支払って得られた収入は決して有り余るほどのものではなく、限られた生活費のなかで仕事に迫られる暮らしを送るといった他の日本人にも通ずるような閉塞感に多少なりとも直面していると言えよう。一般化することはできないが、フィリピンから来日したJFCたちの暮らしにはこのようなジレンマがあることが、今回の調査によって浮かび上がったのではないだろうか。

提言

1. 渡航に関わる仲介者が来日に関わる費用をJFCに負担させることが適正な日本への移住とその後の生活の安定を阻害するため、来日に関わる費用について適正ではないものをJFCやその家族に負担させないこと、不適正な費用の負担を予定する契約をJFCと仲介者の間で締結させないことを求める政策および実施にあたっての日比両政府の協力体制の構築。
2. JFCが、労働者としての基本的な権利が守られ、来日前から日本で就労を開始した後まで、安心して働けることを促進するための仕組み作り。
3. JFCが日本で困った時に相談できるような、より豊かな人間関係を構築していくための支援の提供。
4. 来日したJFCの幸福度を高め、日本への社会統合を進めていくための重層的なセーフティネットを提供していくにあたっての、日本政府、自治体、および市民社会の連携。

付録

【日本語】

調査同意書

1. 調査目的について

近年、日本国籍を取得した JFC (Japanese-Filipino children)、または日本人の父親から認知をされた JFC のフィリピンから日本への移住者が増えています。JFC ネットワークは、JFC が幸福を実感できるより良い日本社会の実現に向けた各種施策の提言につなげられるよう JFC の幸福への考え方や意識、就労環境、日常生活への満足感等を把握したいと考えています。

今回、JFC ネットワークは赤い羽根共同募金の「外国にルーツがある人々への支援活動応援助成」第4回助成を受け、プロジェクトチームを結成して①JFC が日本への移住の過程で不当な扱いを受けていないかのモニタリングと、②日本へ移住する JFC たちの日本での生活を幸福にするために必要なことを調べるための調査を行います。

2. インタビューについて

本調査ではプロジェクトチームの調査員があなた（調査協力者）に対面またはオンラインによるインタビューを実施します。インタビューでは調査員が調査協力者やご家族について、調査協力者の来日の経緯についてなど質問シートにもとづいて調査協力者に質問します。調査員がより正確または詳細な情報が必要と判断した場合、調査協力者に追加で質問を行うことがあります。本調査は、調査協力者が回答を望まない質問に答えなくても良いことを認めています。

3. 謝礼および費用負担について

プロジェクトチームはインタビューの謝礼として 3000 円分のクオカードを調査協力者へ差し上げます。なお、プロジェクトチームが本調査に協力するために調査協力者へ費用の負担を要求することはありません。

4. 参加同意および取消について

プロジェクトチームは自由意志により本調査への参加を同意することを調査協力者へ求めます。また、同意後の参加取り消しはいつでも可能であり、調査協力者が不利益を被ることはありません。同意を取り消したい場合、調査協力者は項目 6 の連絡先にその旨を伝えてください。取り消しが確認された後、プロジェクトチームは調査によって得た調査協力者に関するデータや解析結果を破棄し、調査報告には一切使用いたしません。但し、報告書が作成が完了した後に調査協力者が取り消しを要求した場合は、データを破棄できませんのでご承知おきください。

5. 個人情報の守秘について

プロジェクトチームおよび調査員は、調査協力者から得た情報を調査協力者の確認なく第三者に提供することはありません。また、プロジェクトチームは調査で得た情報を所定外の方法で発信、保管を行わず、プロジェクトチームおよび調査協力者による同意がない状態で第三者による閲覧が可能とならないよう情報の管理を徹底します。

6. 問い合わせ、苦情等の連絡先

調査協力者の権利が守られていないと思われた場合や、インタビューを担当した調査員以外の意見や情報

が欲しい場合は以下の連絡先にお問い合わせください。

【連絡先】

特定非営利活動法人 JFC ネットワーク
160-0023 東京都新宿区西新宿 4-16-2-206
Tel& Fax: 050-3328-0143
Email: jfcnet@jca.apc.org

以上、何かご不明な点がありましたら遠慮なくお尋ねください。本調査へのご理解とご協力に深く感謝いたします。

私は、JFC ネットワークが実施する調査に関する以下の事項について説明を受けました。

- 調査目的について
- インタビューについて
- 謝礼および費用負担について
- 参加同意および取消について
- 個人情報の取り扱いについて
- 問い合わせ、苦情等の連絡先

これらの事項について説明を聞き、理解した上で、この調査に参加することに同意します。

2024 年 月 日

署名

※同意書は、調査者と調査協力者の双方で保管するため、2部用意すること。

【英語】

Letter of Consent

1. Research Purpose

Over the past few years, the migration of Japanese Filipino Children (JFC) who acquired Japanese nationality or are legally recognized by their Japanese fathers to Japan has been increasing. JFC Network intends to investigate the mindsets, working environments, and life satisfaction concerning JFC's well-being, hoping that the findings will contribute to recommendations of various policies leading to a better Japanese society where JFC appreciate their well-being.

With the grant of *Akai Hane Kyodo Bokin* or the Central Community Chest of Japan, which is the 4th grant cycle of "Subsidy on Supportive Activities for the People of Foreign Roots," JFC Network organized a project team to 1) conduct monitoring of mistreatment against JFC through their migration process to Japan, and 2) research about the factors that could enhance the well-being of JFC migrating to Japan.

2. Interview

The project team's interviewer will interview you, the participant, in person or online. In the interview, the interviewer will ask questions about the participant and their family, the details of their migration to Japan, and so forth, based on the

questionnaire. The interviewer will ask additional questions to the participants if they find it necessary to get more accurate and detailed information. This research allows participants to decline the questions they do not want to answer.

3. Honorarium and No Responsibility for Costs

The project team will offer an honorarium, a JPY 3,000 gift certificate, to the participant for their participation in the research. The project team will never demand the participant to pay any costs incurred in their involvement in the research project.

4. Consent and Cancellation of the Participation

The project team will require the participants to get involved in the research project according to their free will. The participant may cancel their participation anytime, even after giving consent, without suffering disadvantages. For cancellation, the participant should notify the project team at the contact provided in Item 6. After the cancellation is confirmed, the project team will delete the data and analytical results concerning the participant acquired in the research and never use them in the report document. However, the project team cannot remove the data from the completed report document even if the participant wishes the cancellation.

5. Protection of Personal Information

The project team and the interviewers will not disclose the information acquired from the participant to any third parties without the participant's consent. The project team will transmit and keep the collected data only in a designated manner and carry out thorough management of the information to prevent any third parties' access unless consent is given by the project team and the participant.

6. Contact Details for Inquiries and Complains

The participant may reach out to the project team at the contact details below if they find their rights are not protected or wish to get opinions and information from other than the assigned interviewers.

[Contact]

Citizen's Network for Japanese-Filipino Children (JFC Network)
4-16-2-206 Nishi-Shinjuku, Shinjuku-ku, Tokyo-to, 160-0023, JAPAN
Tel& Fax: (+81)50-3328-0143
Email: jfcnet@jca.apc.org

Please do not hesitate to ask if you have any concerns. We sincerely thank you for your understanding and participation.

I duly received the explanations about the items below regarding the research that JFC Network conducts:

- Research Purpose
- Interview
- Honorarium and No Responsibility for Costs
- Consent and Cancellation of the Participation
- Protection of Personal Information
- Contact Details for Inquiries and Complains

After hearing the explanations and understanding these matters, I give consent to participate in the research.

2024 年 月(MM) 日(DD)

署名/Signature

* Two copies of the letter shall be furnished for the interviewer and the participant.

【フィリピン語】

Pahintulot

1. Layunin ng Pananaliksik

Sa mga nagdaang taon, ang migrasyon sa Japan ng mga Japanese Filipino Children (JFC) na nakamit ang kanilang Japanese Nationality o legal na pagkilala bilang anak ng kanilang Japanese na ama ay patuloy nang dumadami. Nilalayon ng JFC Network na suriin ang pananaw, sitwasyon sa trabaho, at katiwasayan ng buhay hinggil sa kapakanan ng mga JFC upang ang mga matutuklasan sa pananaliksik ay makakatulong sa mga recommendasyon ng iba't-ibang polisiya tungo sa lipunang ng Japan kung saan mas matiwasay ang kapakanan ng mga JFC.

Sa tulong ni *Akai Hane Kyodo Bokin* o ng Central Community Chest ng Japan, na siyang ika-4 na siklo ng pagbibigay ng "Subsidy on Supportive Activities for the People of Foreign Roots," nag-organisa ang JFC Network ng project team upang 1) magsagawa ng pagsubaybay sa pagmamaltrato laban sa mga JFC sa pamamagitan ng kanilang proseso ng paglipat sa Japan, at 2) pagsasaliksik tungkol sa mga salik na maaaring mapahusay ang kagalingan ng mga JFC na lumilipat sa Japan.

2. Panayam

Ang tagapanayam ng project team ang siyang makikipag-interbyu sa inyo, ang kalahok, nang personal o online. Sa panayam na eto, ang mga katanungan tungkol sa mga kalahok at kanilang pamilya, mga detalye hinggil sa proseso ng kanilang pagdating sa Japan, at iba pa, ay tatanungin ng tagapanayam batay sa kuwestiyonaryo. Maaring madadagdagan pa ang mga katanungan kung kakailanganin tanunging eto ng tagapanayam para makuha ang mga detalye at wastong impormasyon. Ang pananaliksik na eto ay pinapayagan ang kalahok na hindi sagutin ang mga katanungan na hindi nilang gustong sagutin.

3. Honorarium at Walang Pananagutan sa Mga Gastos

Magbibigay ang project team ng gift certificate na may halagang JPY 3,000 sa kalahok bilang honorarium sa paglahok sa pananaliksik na eto. Ang project team ay hindi kailanman hihilingin sa kalahok ang kahit anumang gastos patunggol sa proyekto na eto.

4. Pahintulot at Pagkansela ng Paglahok

Ang project team ay hihilingin sa kalahok na makibahagi sa proyekto ng pananaliksik alinsunod sa kanilang malayang kalooban. Maaaring kanselahin ng kalahok ang kanilang paglahok sa anumang oras, kahit na pagkatapos magbigay ng pahintulot, nang hindi makakaranas ng mga disadvantage. Para sa pagkansela, nararapat abisuhan ng kalahok ang project team sa contact na ibinigay sa Item 6. Pagkatapos makumpirma ang pagkansela, tatanggalin ng project team ang datus at analytical na mga resulta tungkol sa kalahok na nakuha sa pananaliksik at hindi kailanman gagamitin ang mga ito sa dokumento ng ulat. Gayunpaman, hindi maaaring alisin ng project team ang data mula sa nakumpletong dokumento ng ulat kahit na naisin ng kalahok ang pagkansela.

5. Pagprotekta sa Personal na Impormasyon

Ang project team at ang mga tagapanayam ay hindi idi-disclose ang impormasyong nakuha mula sa kalahok sa anumang ikatlong partido nang walang pahintulot ng kalahok. Ang project team ay magpapadala at magpapanatili ng mga nakolektang datus sa pamamagitan ng nakatakdang pamamaraan at magsasagawa ng masusing pamamahala ng impormasyon upang maiwasan ang anumang pag-access ng anumang ikatlong partido maliban kung nagbigay ng pahintulot ang project team at ang kalahok.

6. Mga Detalye ng Pakikipag-ugnayan para sa Mga Katanungan at Reklamo

Maaaring makipag-ugnayan ang kalahok sa project team sa mga detalye na inilaan sa ibaba kung palagay nila na hindi protektado ang kanilang mga karapatan o nais nilang makakuha ang mga opinyon at impormasyon mula sa ibang myembro ng project team maliban sa tagapanayam itinalaga sa kanila.

[Contact]

Citizen's Network for Japanese-Filipino Children (JFC Network)
4-16-2-206 Nishi-Shinjuku, Shinjuku-ku, Tokyo-to, 160-0023, JAPAN
Tel& Fax: (+81)50-3328-0143 Email: jfcnet@jca.apc.org

Huwag mag-atubiling magtanong kung mayroon kayong anumang mga alalahanin. Taos-puso kaming nagpapasalamat sa inyong pag-unawa at pakikilahok.

Natanggap ko ang mga paliwanag tungkol sa mga aytem sa ibaba tungkol sa pananaliksik na isinasagawa ng JFC Network:

- Layunin ng Pananaliksik
- Panayam
- Honorarium at Walang Pananagutan para sa Mga Gastos
- Pahintulot at Pagkansela ng Paglahok
- Proteksyon ng Personal na Impormasyon
- Mga Detalye ng Pakikipag-ugnayan para sa Mga Pagtatanong at Reklamo

Matapos marinig ang mga paliwanag at maunawaan ang mga bagay na ito, nagbibigay ako ng pahintulot na lumahok sa pananaliksik.

2024 年 月(MM) 日(DD)

署名/Pirma

* Dalawang kopya ng liham ang dapat ibigay para sa tagapanayam at kalahok.

JFC 来日・就労・幸福度 調査票

協力者氏名： _____ 調査員氏名：
生年月日： _____ 年 月 日 面談実施日：2024年 月 日
居住地：

I. 調査協力者について

調査協力者本人について

1-1. JFC ネットワーク、マリガヤハウス、RGS-COW、の支援を受けたことがありますか？

ある（ケース番号： _____ ） ない

1-2. （あると回答した場合のみ）どのような支援を受けましたか？

- 認知及び国籍取得（未成年の時に認知を受けたケース）
- 認知（すでに成人していた時に認知を受けたケース）
- その他：

2-1. あなたの国籍を教えてください。

フィリピン 日本 二重国籍（日・比）

2-2. （フィリピン国籍と回答した場合）在留資格を教えてください。

日本人の配偶者等 定住者 永住者 その他：

3. 日本国籍を取得した年齢（成人JFCの場合、日本人の父に認知された年齢）

_____ 歳 ※出生の時点で日本国籍を有していた場合、「0」と記入する。

現在の世帯構成について

4. あなたの世帯構成を教えてください。

- 単身
- フィリピン人の母との片親家庭
- 配偶者と2人世帯
- 実子と片親家庭
- 配偶者と子どもたちと同居
- その他：

現在の居住状況について

5. あなたの居住状況について教えてください。

- 親族と同居
- 賃貸
- 会社が支給している（例：社宅、社員寮など）
- シェアハウス

6-1. 毎月の家賃はいくらですか？

家賃 _____円

6-2. (該当する場合) 家賃補助がある場合は金額を教えてください。

家賃補助 _____円

学歴について

7-1. あなたの学歴を教えてください。

- 小学校卒業 中学校卒業 高校卒業 高校中退
専門学校卒業 専門学校中退 大学卒業 大学中退
その他：

7-2. (中退している場合) 中退の理由は何ですか？

- 経済的な理由 学業に関心がなかった 来日をするようになった
その他：

7-3. (該当する場合) あなたは専門学校・大学で何を勉強しましたか？

8. あなたが関心のある学問/勉強は何ですか？

日本語の学習について

9. 現在の日本語能力を教えてください。

- ビギナー 日常会話程度 日本語能力試験に合格 (級)

10-1. あなたは参考書やアプリ、日本語教室などで日本語を学んだことがありますか？

- はい いいえ

10-2-1. (「はい」の場合) どこで学びましたか?

来日前にフィリピンで 日本に来てから

10-2-2. (「はい」の場合) どのように学びましたか?

学校(日本語学校/教室ではない) アプリ

日本語学校/教室 職場が提供する日本語レッスン 役所や地域の日本語教室

その他:

10-2-3. (「はい」の場合) どのくらいの期間学びましたか?

1か月未満 1~3か月 3~6か月 6か月~12か月 1年以上

10-3. (「いいえ」の場合) 学ばなかった理由を教えてください。

お金がない 時間がない どこで学べばいいのかわからない 必要ない

その他:

II. 来日経緯について

1-1. あなたの来日時期を教えてください。

_____年_____月_____日

1-2. 来日した際に到着した空港または港

_____ (空) 港

エージェントについて

2-1. エージェントを通じて来日しましたか?

はい いいえ

2-2-1. (「はい」の場合) エージェントの名前は何ですか?

2-2-2. (「はい」の場合) どのエージェントですか?

マニラ ダバオ 日本 分からない その他:

2-2-3. (「はい」の場合) エージェントをどのように知りましたか?

- 自分で探した
- 友人や知人に紹介された
- エージェントに声をかけられた
- たまたま情報を入手した（例：広告を見かけたなど）
- その他：

3. 来日をしようと思った理由は何ですか？

4-1. 来日費用について教えてください。

- 自己負担
- 会社またはエージェントが負担

4-2. （「自己負担」の場合）どのように費用を用意しましたか？

4-3-1. （「会社またはエージェントが負担」の場合）どのような条件が教えてください。

- 就労したら給料から天引き
- 就労したら分割で償還
- 貸付金はなく全額負担

4-3-2. （「会社またはエージェントが負担」の場合）貸付金の支払い条件を教えてください。

a. 支払い先 エージェント 会社（就労先） 分からない

b. 借金の総額 円 分からない

c. 毎月の返済額 円 分からない

d. 支払い期間 1年 2年 3年 その他： 年 分からない

※特に定めがない場合は、その他に「定め無し」と記入すること。

5-1. 来日時に逃亡に備えての保証人をたてましたか？

- はい
- いいえ

5-2. （「はい」の場合）その条件は何ですか？

III. 仕事について

現在の就業状況について

1-1. あなたはいくつ仕事をしていますか？※本業+オンライン販売など収入源となるもの

1つ 2つ それ以上：

1-2-1. (「2つ」以上の場合) 複数の仕事を持っている理由を教えてください。

1つだと生活ができないから フィリピンへ送金したいから
貯金をしたいから その他：

1-2-2. (「貯金をしたいから」と回答した場合) 理由は何ですか？

1-2-3. それぞれの仕事の収入

① 円 ② 円 ③ 円

契約について

2. 来日するにあたり契約 (※来日に関わるもの) を結びましたか？

エージェント 会社 (就労先) 分からない 該当しない その他：

3-1. 就労先から雇用契約書を見せてもらえましたか。

はい いいえ

3-2-1. (「はい」の場合) 調査員にあなたの雇用契約書を見せることは可能ですか？

はい いいえ 分からない

3-2-2. (「はい」の場合) 雇用契約書は英語またはフィリピン語に翻訳されていますか？

翻訳されていない (日本語) 翻訳されている (英語・フィリピン語)

3-3-1. (「いいえ」の場合) 雇用契約書は見せてもらえるものと事前に知っていましたか？

知っていた 知らなかった

3-3-2. (「いいえ」の場合) 雇用契約書の内容を知らないまま日本で仕事することに不安はなかったですか？

不安だった 不安ではなかった

3-3-3. 不安だった/ではなかったのは何故ですか？

就労状況・雇用条件について

4-1. 現在の就労先での雇用形態を教えてください。

正規雇用 非正規雇用 分からない

4-2-1. (非正規雇用の場合) 次のうちどれに該当しますか？

パートタイム 日雇い 契約社員 派遣 分からない

4-2-2. (非正規雇用の場合) 雇用期間は決まっていますか？

決まっている (から まで) 特に決まっていない 分からない

5. 就労先の産業を教えてください。※別添「産業分類表」の大分類を参照してください。

6. 現在の給与はいくらですか？※複数仕事を持っている場合は、それぞれの月額給与(収入)を確認し、月の給与の総額を確認。不明なら給料(基本給)でも可。

円

7. 社会保障の加入状況を教えてください。※わかるものを複数回答

健康保険 国民健康保険 厚生年金 国民年金 分からない

8-1. 来日する前に説明を受けた雇用条件と来日後の実際の雇用条件は同じですか？

はい いいえ 分からない

8-2. (「いいえ」の場合) 何が異なっていますか？

パスポート/在留カードについて

9-1. パスポート/在留カードを自分で管理していますか？

はい いいえ

9-2-1. (「いいえ」の場合) 誰がパスポート/在留カードを管理していますか？

9-2-2. (「いいえ」の場合) なぜ管理するのか説明されましたか?

はい いいえ

9-2-3. (「いいえ」の場合) 預かり証に署名しましたか?

署名した 署名していない 預かり証自体がない

10-1. 他人がパスポート/在留カードを管理することが違法だと理解していますか?

はい いいえ

10-2. (「はい」と答えかつ預けている場合) なぜ違法と知りながら他人に預けたのですか?

転職経験について

11-1. 日本で転職をしたことがありますか?

はい いいえ

11-2. (「はい」の場合) どのように転職先を探しましたか?

知人・友人からの紹介

職業紹介サービス (ハローワーク、人材紹介会社など)

SNS

その他:

将来のキャリアについて

12-1. あなたは就きたい職業はありますか?

はい いいえ

12-2-1. (「はい」の場合) どのような職業ですか?

12-2-2. (「はい」の場合) あなたの就きたい職業は日本で就けるとおもいますか?

はい いいえ 分からない

12-3. (「いいえ」の場合) なぜだと思いますか?

日本語ができない

能力がない

どのように就いたらいいのかわからない・機会がない

就きたい職業では生活ができない

□その他：

IV. 「幸福」について

「幸福度」について

1. あなたが幸福度を判断する要素は何ですか？ 3つ選んでください。

- | | |
|---|--|
| <input type="checkbox"/> 健康であること | <input type="checkbox"/> 経済的なゆとり／安定した仕事がある |
| <input type="checkbox"/> やりがいのある仕事をしている | <input type="checkbox"/> 家族との関係が密にとれること |
| <input type="checkbox"/> 家族と一緒に暮らせること | <input type="checkbox"/> 趣味や余暇を楽しむ時間があること |
| <input type="checkbox"/> 良好な友人関係 | <input type="checkbox"/> 社会や他人への貢献 |
| <input type="checkbox"/> 地域の人たちとの交流・参加 | <input type="checkbox"/> 日本国籍があること |
| <input type="checkbox"/> 学歴があること | <input type="checkbox"/> 日本語能力のあること |
| <input type="checkbox"/> その他： | |

2-1. 現在のあなたの幸福度を10点満点で表すと何点ですか？

- 0点 1点 2点 3点 4点 5点 6点 7点 8点 9点 10点

2-2. 点数を選んだ理由を教えてください。

3-1. 来日前と来日後ではあなたの幸福度は変化しましたか？

- はい いいえ

3-2. (「はい」の場合) どのように変化しましたか？

自分自身や世帯の経済状況について

4-1. 現在のあなた自身の月収を教えてください。

- 生活保護世帯 10万円以上 15万円未満 15万円以上 20万円未満
20万円以上 25万円未満 25万円以上 30万円未満
30万円以上 35万円未満 35万円以上 40万円未満 40万円以上

4-2. 月収は額面ですか？手取りですか？

- 額面 手取り 分からない

5-1. 現在のあなたの一月あたりの世帯収入を教えてください。

- 単身 生活保護世帯 10万円以上 15万円未満 15万円以上 20万円未満
20万円以上 25万円未満 25万円以上 30万円未満
30万円以上 35万円未満 35万円以上 40万円未満 40万円以上

5-2. 世帯収入は額面ですか？手取りですか？

額面 手取り 分からない

5-3. フィリピン1か月にいくら送金していますか？(送金していない場合は0)

円

6-1. あなたの世帯収入に満足していますか？※単身者の場合、本人の月収を基準とする。

満足 不満 分からない

6-2. (「不満」の場合) 月額いくら収入があれば満足ですか？

円

7-1. あなたには夢・将来の希望はありますか？

はい いいえ

7-2-1. (「はい」の場合) それは何ですか？

7-2-2. (「はい」の場合) あなたの夢は日本で実現可能だと思いますか？

はい いいえ

7-3-1. (「いいえ」の場合) 日本であなたの夢が実現できないのはなぜだと思いますか？

7-3-2. (「いいえ」の場合) 日本であなたの夢が実現するには何が必要だと思いますか？

8-1. あなたが来日前に期待していたことはありますか？

はい いいえ

8-2-1. (「はい」の場合) それは何ですか？

8-2-2. (「はい」の場合) 来日する前に期待していたことは来日後に叶いましたか?

はい いいえ

9-1. 現在、あなたは周囲や外部からの支援が必要だと感じていますか?

はい いいえ

9-2. (「はい」の場合) あなたに今必要な支援は何ですか?

10. 困ったことがあった時、相談できる相手がありますか? ※該当するものをすべて選択

相談できる相手はいない

日本人の友だち

日本にいる家族・親戚

フィリピンにいる家族・親戚

日本とフィリピン以外の海外にいる家族・親戚

在日フィリピン人(友人やフィリピン人組織)

フィリピンの政府機関(大使館、POLO)

仕事関係の組織(日本の労働組合、苦情窓口、英語教員協会)

会社や雇用主

日本の政府機関

地方自治体窓口(区役所・市役所)

国際交流協会

日本のNGO 名称:

以上

謝辞

本報告および調査は、中央共同募金会の「外国にルーツがある人々への支援活動応援助成」第4回助成を受けて実施・刊行した。

また、調査に協力いただいた84名のJFCのみなさん、および調査の準備段階とその過程において協力いただいたすべてのフィリピンと日本につながるみなさんに感謝します。

【調査員】

伊藤里枝子、小ヶ谷千穂、太田貴、野口和恵、高橋みづほ、原めぐみ

【報告書執筆者（執筆担当順）】

小ヶ谷千穂（フェリス女学院大学教員）

…0. はじめに、1. 調査の目的と概要、2. 対象者の概要について、7. まとめと提言

大野聖良（お茶の水女子大学研究員）…3. 来日の経緯について

太田貴（アテネオ・デ・マニラ大学講師）…4. 就労について、7. まとめと提言

原めぐみ（国立和歌山工業高等専門学校教員）…5. 幸福度について

大森佐和（国際基督教大学教員）…6. 幸福度が高まる要因の分析

【監修】 笠間由美子（行政書士）、鈴木雅子（弁護士・JFCネットワーク理事長）

【編集】 太田貴、小ヶ谷千穂、JFCネットワーク事務局

発行： 特定非営利活動法人 JFC ネットワーク
〒160-0023 東京都新宿区西新宿 4-16-2
西新宿ハイホーム 206
TEL/FAX：03-6276-1522

発行年：2024年9月